

令和 7 年 度

山 形 県 交 通 安 全 実 施 計 画

山 形 県 交 通 安 全 対 策 会 議

(山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課)

は じ め に

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法(昭和45年 法律第110号)に基づき令和3年9月に策定された第11次山形県交通安全計画(令和3年度～令和7年度)の5年目の実施計画として、令和7年度の県内における陸上交通の安全に関し、県及び国の地方行政機関等が実施する施策をまとめたものです。

令和6年の県内で発生した交通事故の状況は、発生件数2,457件(前年比△323件)、死者数24人(前年比△10人)、重傷者数342人(前年比+23人)で、重傷者数は前年より増加しましたが、発生件数、死者数は前年より大きく減少しました。特に死者数については前年と比べ10人減少し、令和3年と同様、統計が残る昭和23年以降最小となりました。

高齢者の死者数は17人と、前年から増減はないものの、全死者数に占める割合は70.8%と、前年より20.8ポイント増加するなど、依然として高い水準となっており、高齢者の交通事故防止対策は喫緊の課題となっています。

また、平成20年3月、県民総ぐるみで飲酒運転の撲滅を目指す「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」が施行され、県はもとより県民及び事業者が一体となった取組を推進しているところです。

令和6年の飲酒運転による人身事故は11件(前年比△3件)、死者数は0人(前年比±0人)と、人身事故件数は前年より減少したものの、飲酒運転の検挙数は178件(前年比+12件)と、前年より増加するなど、悪質・危険な飲酒運転が後を絶たない状況です。引き続き、社会情勢を踏まえた飲酒運転撲滅対策の強化が重要となっています。

さらに、自転車が関係する事故も多く発生し、令和5年には山形県内で初めて(県警察本部交通部交通企画課に記録が残る昭和61年以降)、自転車と歩行者が衝突し歩行者が亡くなる事故が発生しております。自転車が関係する事故はその約9割で自転車側に一時停止違反等何らかの違反が認められる状況にあること等から、「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が令和元年12月に施行されました。また、道路交通法の改正により、令和5年4月以降、自転車乗車の際のヘルメット着用が努力義務化されています。県、県民、事業者等がより一層連携、協力し、自転車の安全で適正な利用の促進に向けた取組を推進してまいります。

このような状況を踏まえ、県民一人ひとりを交通事故の脅威から守り、交通事故のない、安全・安心な山形県づくりを進めるためには、道路交通の安全はもとより、鉄道交通や踏切道における交通の安全確保に向けて、各関係機関が総力を挙げて連携を強化し、家庭・学校・職場・地域と一体となった幅広い取組を推進していく必要があります。

こうした観点に立ち、令和7年度も引き続き総合的な諸対策について関係機関・団体と連携しながら、着実な推進を図ってまいります。

山形県交通安全対策会議 会長

山形県知事 吉 村 美栄子

目

次

第1部	総論	1
1	交通事故の現状	1
2	取り組むべき重点施策	2
3	交通安全実施計画の目標	6
第2部	道路交通の安全に関する施策	7
1	交通安全思想の普及徹底	7
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	7
(2)	効果的な交通安全教育の推進	11
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	12
(4)	地域で守る交通弱者の交通安全対策の推進	17
(5)	飲酒運転の撲滅	18
(6)	自転車の安全で適正な利用の促進	19
2	安全運転の確保	21
(1)	運転者教育等の充実	21
(2)	運転免許業務のサービスの向上	25
(3)	自動車運送事業者の安全対策の充実	26
(4)	交通労働災害の防止等	29
(5)	道路交通に関する情報の充実	30
3	道路交通環境の整備	34
(1)	幹線道路における交通安全対策の推進	34
(2)	生活道路等における「人優先」の安全・安心な通行空間の整備	36
(3)	交通安全施設等の整備	38
(4)	効果的な交通規制の推進	39
(5)	地域住民と一体となった道路交通環境の整備	39
(6)	効果的で重点的な事故対策の推進	40
(7)	高速道路における事故防止対策の推進	41
(8)	高度道路交通システム（ITS）の活用	41
(9)	円滑・快適で安全な道路交通環境の整備	42
(10)	交通需要マネジメントの推進	43
(11)	総合的な駐車対策の推進	44
(12)	災害に備えた道路交通環境の整備	45
(13)	交通安全に寄与するソフト対策	46

4	車両の安全性の確保	48
(1)	自動車の検査及び点検整備の充実	48
(2)	自転車の安全性の確保	50
5	道路交通秩序の維持	51
(1)	交通指導取締りの強化	51
(2)	適正な交通事故事件捜査及び交通特殊事件捜査の強化	52
(3)	暴走行為等対策の推進	52
6	救助・救急活動の充実	53
(1)	救助・救急体制の整備	53
(2)	救急医療体制の充実	54
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	54
7	交通事故被害者等支援の推進	54
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	54
(2)	損害賠償の請求についての援助等	55
(3)	交通事故被害者等支援の充実強化	56
8	交通事故調査・分析の充実	59
第3部	鉄道交通の安全に関する施策	60
1	鉄道交通環境の整備	60
(1)	鉄道施設等の安全性の向上	60
(2)	運転保安設備等の整備	60
2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	61
3	鉄道の安全な運行の確保	61
(1)	保安監査等の実施	61
(2)	運転士の資質の保持	62
(3)	安全上のトラブル情報の共有・活用	62
(4)	気象情報等の充実	63
(5)	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	65
(6)	運輸安全マネジメント評価の実施	65
(7)	計画運休への取組	66
4	鉄道車両の安全性の確保	66
5	救助・救急活動の充実	66
6	被害者支援の推進	67
7	鉄道事故等の原因究明と事故等防止	68

第4部	踏切道における交通の安全に関する施策	69
1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進	69
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	70
(1)	踏切保安設備の整備	70
(2)	交通規制の実施	70
3	踏切道の統廃合の促進	71
4	その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置	71

第1部 総 論

1 交通事故の現状

(1) 道路交通事故の現状

令和6年の県内で発生した交通事故の状況は、発生件数2,457件（前年比△323件）、死者数24人（前年比△10人）、重傷者数342人（前年比+23人）で、重傷者数は前年より増加しましたが、発生件数、死者数は前年より大きく減少しました。特に死者数については前年と比べ10人減少し、令和3年と同様、統計が残る昭和23年以降最小となりました。

高齢者の死者数は17人（前年比±0人）と前年から増減はないものの、全死者数に占める割合は70.8%（前年比+20.8ポイント）と大きく増加するなど、依然として高い水準となっています。

また、高齢者が被害者となる事故は全体の23.4%（前年比+1.3ポイント）、高齢運転者が加害者となる事故は全体の32.5%（前年比+1.8ポイント）を占め、高齢者の人口増加に伴い、引き続き高齢者に係る事故の増加が懸念され、その対策が喫緊の課題となっています。

令和6年中の高齢者の事故を分析すると、高齢ドライバーによる事故が多いという特徴があります。

昨年の交通死亡事故による死者24人のうち、高齢者の死者は17人となり、また高齢ドライバーによる事故は10人で、うち8人は単独事故により亡くなっています。更に、高齢者の自転車利用中の交通事故が2件発生し2人亡くなっています。

また、昨年、自動車乗車中のシートベルト非着用の死者は4人（前年比△2人）となりました。

一方、飲酒運転による人身事故は11件（前年比△3件）、死者数は0人（前年比±0人）と、減少しておりますが、飲酒運転の検挙数は178件（前年比+12件）と前年から増加しており、飲酒運転の撲滅には程遠い現状にあります。

(2) 鉄道事故の現状^{※1}

令和5年度の鉄道人身障害事故^{※2}の状況は、発生件数3件（前年比+1件）、死者数3人（前年比+1人）、負傷者数0人（前年比±0人）で発生件数、死傷者数はいずれも、前年より増加しております。

※1 鉄道事故及び踏切事故の現状については、令和5年度の統計による。

※2 鉄道人身障害事故：列車等の運転により人の死傷を生じた事故（列車衝突事故・列車脱線事故・列車火災事故・踏切障害事故及び道路障害事故に伴うものは除く。）

（３）踏切事故の現状※^１

踏切事故の発生件数は、令和５年度は２件（前年比＋２件）となっており、前年より増加しております。

県内には改良すべき踏切道がなお残されている現状にあるため、引き続き、踏切保安設備の整備を推進するとともに、踏切事故防止広報活動を推進します。

２ 取り組むべき重点施策

県内における交通事故の特徴等を勘案し、県では「第１１次山形県交通安全計画」の中で、「高齢者及び子どもの交通安全対策の推進」、「幹線道路での交通事故防止対策の推進」、「運転者対策の推進」、「生活道路などの道路安全施設整備による交通事故防止対策の推進」、「夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進」、「衝突時の被害軽減対策の推進」を６つの重点事項としています。

令和７年度は、高齢者等の事故防止のための歩行者保護対策と、飲酒運転の撲滅をはじめとした基本的な交通ルール遵守のための諸対策を講じていくとともに、交通安全思想の普及徹底に向けた交通マナーアップ県民運動として、ドライバー４つの確認行動と、歩行者２つの確認行動の促進を展開します。

○ドライバー４つの確認行動

- ① 横断歩道付近では、歩行者がいないかを確認
- ② 一時停止場所では、しっかり止まって確認
- ③ 乗車したら、全席シートベルト着用状況を確認
- ④ 十分な車間距離を確保

○歩行者２つの確認行動

- ① 道路横断開始時と横断中の二度確認
- ② 明るい服装・夜光反射材着用確認

（１）高齢者と子どもの交通事故防止対策

交通事故死者数に占める高齢者の割合が毎年５割以上で推移しており、高齢化の進展とともに今後更に増加することが懸念されます。

高齢者の交通事故死を抑止するため、「地域全体で高齢者を見守る環境づくり」を一層推進し、地域社会全体で高齢者の事故防止を図ります。

また、高齢者が道路の危険を理解できるよう参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進するとともに、夜光反射材の普及促進を図り、高齢者の交通事故防止に取り組みます。

高齢運転者についても、道路における危険を予測しながら運転体験ができる交通安

全教育を推進します。

さらに、高齢者に対し、運動能力の低下に伴う不安がある場合の運転免許証の自主返納を呼びかけるとともに、自主返納した高齢者に対する支援制度の拡充に向け、自治体や運送事業者等への働き掛けを継続して実施し、自主返納の促進を図ります。

また、運転免許が有効期限超過により失効した場合は、多くの自治体で自主返納者への支援制度の対象とならないことから、失効前に返納をすることで確実に自主返納につなげる対策を講じます。

一方、子どもの交通安全対策については、警察、道路管理者、地域、学校、家庭が一体となり、交通規制、危険箇所の把握と改善、パトロール等、ハード、ソフト両面から通学路の安全対策を推進するほか、「かもしかクラブ」による幼児教育、自転車事故防止に関する交通安全教育や交通安全指導を推進します。

また、県下で展開している小学生による高齢者に対する「ハートフルメール作戦」を一層推進し、子ども、高齢者双方の交通安全意識の高揚を図ります。

（２）歩行者保護意識の向上

令和６年の交通事故死者数２４人のうち、歩行者は５人（２０．８％）となっています。また、昨年ＪＡＦが実施した「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」の結果、本県の停止率は、５５．０％と全国平均（５３．０％）を上回っているものの、横断歩道に歩行者が立っていても約５割の車は停止しないという実態が続いていることから、道路交通における「人優先」の交通安全思想を基調とし、各季の交通安全県民運動や旬間を通じて、「交通安全ありがとう運動」及び「横断歩行者保護意識浸透活動」を推進し、

○横断者は車が来る方を見て、手を上げるなどの「ハンド・サイン」をして運転者に合図し、止まってくれた車には「ありがとう」の感謝の気持ちを伝えること

○運転者は一時停止後、手で横断を促すことの周知・実践を図ります。

また、近年問題となっている「ながらスマホ」について、自動車運転はもとより自転車運転中も違反であることの周知徹底、歩行中の使用は危険であることの注意喚起を行います。

（３）飲酒運転の撲滅

全国的に飲酒運転による重大事故が相次ぎ、社会問題化したことを契機に道路交通法の罰則が強化されるなど飲酒運転撲滅の気運が高まり、飲酒運転の撲滅は、安全・安心な街づくりに向けた重要な課題の一つとなっています。

こうした中、平成２０年３月に、飲酒運転のない安全・安心な県民生活を実現するため、全国で３番目となる「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」を

制定し、県、県民及び事業者が一体となって飲酒運転の撲滅に取り組んできたところであり、今後もこの取組を継続します。

また、飲酒運転は、罪のない県民の命を脅かす極めて危険かつ悪質な犯罪行為であることから、飲酒運転撲滅のための広報啓発活動を各季の交通安全県民運動の重点項目に掲げ、自転車を含めた飲酒運転の禁止についてあらゆる機会に幅広く広報・啓発を行い、職場、家庭、飲食店等の取組を積極的に促進するとともに、取締りを強化するなど、県民総ぐるみで飲酒運転の撲滅を図ります。

(4) シートベルト等の全席着用の徹底

各季の交通安全県民運動等あらゆる機会を捉え、後部座席を含む全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を呼び掛けていますが、令和6年の自動車乗車中の事故による死者14人のうち、4人（28.6%）がシートベルト非着用で亡くなっています。

また、警察庁等による令和6年のシートベルト着用率調査の結果、本県では、運転席や助手席ではほとんどの方が着用していますが、一般道における後部座席でのシートベルト着用率は、54.6%と約半数の方しか着用していない状況です。

さらに、令和6年のチャイルドシート着用状況全国調査における本県のチャイルドシート着用率（6歳未満）は89.2%となっています。

今年度も、警察による取締りとともに着用効果等の広報啓発に努め、全席での着用の徹底を図ります。

(5) 夕方から夜間にかけての交通事故防止

特に秋口から多発傾向にある夕暮れ時の重大事故を防止するため、県や市町村、交通安全協会、安全運転管理者協会等の交通安全関係機関・団体と連携し、「早めのヘッドライト点灯」と「こまめな切り替えによるハイビームの適正かつ積極的な活用」の実践を継続して呼びかけます。

また、令和6年における夜間、歩行中の交通事故による死者4人のうち、夜光反射材を着用していた方は1人もいなかったことから、夜光反射材の着用効果に関する広報啓発及び高齢者世帯訪問活動等を通じた夜光反射材の直接貼付活動を継続して推進します。

なお、各季の交通安全県民運動等においては、「夜ピカピカ大作戦!」と称して、夜光反射材の着用を推進します。

(6) 生活道路及び幹線道路における交通事故防止

昨年発生した高齢者の道路歩行中の死亡事故の5割は、自宅から50メートル以内で発生しており、高齢者にとっては、自宅近く的生活道路における交通事故防止対策

が重要になります。

更に、歩行中の高齢死者全員に横断方法の違反等が伴っていることから、歩行者側の交通ルール遵守についても啓発することが必要です。

また、死者数全体の75.0%が国道、県道等の幹線道路で亡くなっており、特に置賜ブロックでは、新規道路の供用開始による道路や生活環境の変化が原因と思われる事故が多く発生したことから、関係機関が連携した幹線道路における交通事故防止対策が必要です。

そのため、交通事故が多発する危険箇所を抽出し、マップ作成等による広報及び関係機関・団体と連携した街頭活動の強化を推進します。

また、道路管理者、警察等が連携し、交通安全施設の設置等道路交通環境の改善を図ります。

(7) 自転車利用者のルール遵守の推進

令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されています。また、令和6年11月1日から自転車運転中の「ながらスマホ」「酒気帯び運転及び幫助」について罰則が強化されており、同行為は、自転車運転者講習制度の対象となっています。

本県における昨年の自転車関連事故をみると被害者側にも安全不確認等の交通違反が認められる事故が大半であり、自転車と歩行者が衝突し、歩道を歩いていた歩行者を死亡させる事故も発生しています。

自転車利用者のルール遵守については、令和8年4月1日より、反則行為への切符での取締りも導入されることから、県、県民、事業者等がより一層連携、協力し、自転車の安全で適正な利用の促進に向けた取組を推進します。

また、広報活動や街頭指導活動等により、見通しの悪い交差点での安全確認等も含め、「自転車安全利用五則(※)」等のルール遵守についての広報啓発活動を推進し、自転車による交通事故の防止を図るとともに、自転車の交通死亡事故の大半が頭部に致命傷を負っておりますが、当県における自転車利用者のヘルメット着用率が低調なことから着用率を向上させるため、自転車を利用する全ての年代に対し、あらゆる機会を通じて、命を守る広報啓発活動を進め、ヘルメット着用意識の醸成を図ります。

さらに、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図るとともに、定期的な点検、整備や自転車の適正な管理等について広報啓発を行います。

※ 自転車安全利用五則(令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

3 交通安全実施計画の目標

第11次山形県交通安全計画では、令和7年まで交通事故による年間死者数を24人以下、年間重傷者数を280人以下にする目標を掲げております。4年目となる令和6年の交通事故による死者数は、24人と目標を達成できました。しかし、重傷者については342人と「280人以下」の目標を達成できませんでした。

第11次山形県交通安全計画の最終年となる令和7年は、引き続き死者数は24人以下とすること、重傷者数は280人以下とすることを目標とします。

第2部 道路交通の安全に関する施策

章	1 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	防災くらし安心部、しあわせ子育て応援部、健康福祉部、教育局、警察本部
細 目	事 業 の 概 要	
① 幼児、小・中・高校生等に対する交通安全教育	ア 幼児に対する交通安全教育 (ア) 幼児教育では、交通安全の決まりを理解させるとともに、安全に道路を通行できる習慣や態度の育成が図られるよう指導します。 (イ) 幼児の事故をなくすため、園児を対象に交通安全教室を開催するほか、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の交通安全指導者としての指導力の向上を図ります。 (ウ) 教育関係者等と地方公共団体の行う交通安全教育活動に、幼児用教育資料を提供するとともに、交通安全専門指導員を幼稚園、保育所、認定こども園、小学校に派遣し、交通安全教育活動を支援します。 (エ) 幼稚園、保育所、認定こども園、学校と段階を経た体系的な交通安全教育を実施するとともに、「幼児を守る足型マーク」の普及並びに「かもしかクラブ」の結成促進と育成指導の強化等により、親子一体の交通安全教育を推進します。 イ 小学生に対する交通安全教育 (ア) 小学校では、歩行者としての心得や横断時の意思表示等の安全な歩行の仕方、自転車や乗り物の安全な利用、交通ルールの意味、必要性、自転車安全利用五則等について理解させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行できる態度や能力の育成が図られるよう指導します。 加えて、「交通安全ありがとう運動」の実践による交通安全意識の醸成を推進します。 (イ) 自転車を利用する際は、通行方法等自転車に関する交通ルールの習得、自転車の点検整備、体にあった自転車の選定、ヘルメット着用及び自転車損害賠償責任保険等への加入などを指導します。 ウ 中学生に対する交通安全教育 (ア) 中学校では、歩行者としての心得や横断時の意思表示等の安全な歩行の仕方、自転車や乗り物の安全な利用、自動車の特性、危険予測と回避、標識等の意味、改正道路交通法の内容、応急手当等について十分理解するとともに、自己の安全だけでなく、他の人々の安	

	全にも配慮できる態度や能力の育成が図られるよう指導します。 加えて、「交通安全ありがとう運動」の実践による交通安全意識の醸成を推進します。 (イ) 自転車を利用する際は、自転車に関する交通ルールへの遵守、自転車の点検整備、ヘルメット着用及び自転車損害賠償責任保険等への加入などを指導します。 エ 高校生に対する交通安全教育 (ア) 高等学校では、自転車の安全な利用、改正道路交通法の内容、二輪車・自動車の特性、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めさせるとともに、交通社会の一員として、責任を持って行動することができる健全な社会人の育成が図られるよう指導します。 加えて、「交通安全ありがとう運動」の実践による交通安全意識の醸成を推進します。 (イ) 自転車を利用する際は、自転車に関する交通ルールへの遵守、自転車の点検整備、ヘルメット着用及び自転車損害賠償責任保険等への加入などを指導します。 (ウ) 教育機関、二輪車安全運転推進委員会、指定自動車教習所及び警察が連携し、安全運転講習会へ指導員等を派遣し支援するほか、安全運転について指導します。 オ 特別支援学校の児童生徒に対する交通安全教育 (ア) 特別支援学校では、児童生徒の障がいの状態、発達段階、特性に応じて、自ら危険な場所を予測・回避し、安全に通行できる態度や能力の育成が図られるよう指導します。 (イ) 自転車を利用する際は、児童生徒の障がいの状態、発達段階、特性に応じて、通行方法等自転車に関する交通ルールの習得や遵守、自転車の点検整備、体にあった自転車の選定、ヘルメット着用及び自転車損害賠償責任保険等への加入などを指導します。 カ 自主的な全席シートベルト着用の取組 警察庁等が実施した「シートベルト着用状況全国調査」の結果、本県は、一般道路における運転席の着用率が99.9%と全国上位であります。後部座席のシートベルト着用率が54.6%と約半数の方しか着用していない状況です。 大人がシートベルトを着用している姿を見た小・中・高校生は、自らも当たり前のこととして全席でシートベルトを締める意識を醸成し、将来、運転免許を取得した際の交通安全意識の定着に繋がるため、全年齢層に対して自主的な全席シートベルト着用に向けた取組を促進
--	---

② 成人(社会人)、 高齢者、障がい者、 外国人等に対する 交通安全教育	します。 ア 成人（社会人）に対する交通安全教育 （ア）昨年 J A F が実施した「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」の結果、本県の停止率は、55.0%と全国平均（53.0%）を上回っていますが、横断歩道に歩行者が立っていても2台に1台しか停止しない実態であることが明らかになっています。 交通弱者保護ゾーン（スクールゾーン、シルバーゾーン、ゾーン30）内における歩行者保護のための安全運転5則の周知と横断歩行者保護意識を醸成するため、横断歩行者保護規定（道路交通法第38条）の広報啓発に努めます。 また、横断歩道において、歩行者が優先であることを含め、自動車運転者に対しては、「歩行者を守る」保護意識の定着を図り交通ルールへの遵守に努めるよう促します。 （イ）高速道路における交通事故を防止するため、高速走行時における安全運転知識の普及を図ります。 （ウ）全ての座席におけるシートベルト・チャイルドシートの着用、二輪車乗車時におけるヘルメットの正しい着用の指導と非着用者の指導取締りを強化します。 （エ）冬道における交通事故を防止するため、冬道の安全運転5則の周知と積雪・凍結路面等走行時における安全運転の広報啓発を促進します。 （オ）また、前方不注意による交通事故が多発していることから、交通関係機関団体及び指定自動車教習所と連携し、「前後左右、目配り運転」の広報啓発を図ります。 イ 高齢者に対する交通安全教育 （ア）関係機関・団体が連携し、高齢者の交通事故防止に向けて、街頭における交通事故防止の呼びかけや安全情報の発信、訪問活動など地域全体で高齢者を見守る環境づくりに向けた取組を行い、交通安全意識の高揚に努めます。 （イ）老人ホームや老人クラブ等において、警察官及び交通安全専門指導員が交通安全指導を実施します。 （ウ）歩行中の交通事故防止のため「わたりジョーズ君」、「わた郎君」、「動画KYT（危険予測トレーニング）」を用いた参加・体験・実践型の交通安全教室や、街頭保護（誘導）活動等の機会を活用した
---	---

	現場指導を行い、交通安全意識の高揚に努めます。 (エ) 高齢運転者の道路歩行中、運転中における危険感受性を高めるため、交通安全教育シミュレータ等を活用した交通安全教室を開催し、高齢者が交通事故に遭わない、起こさない取組を推進します。 (オ) 道路の安全な横断方法に対する理解促進のため「交通安全ありがとう運動」の実践、「道路横断時の二度安全確認」を呼びかけます。 (カ) 「交通安全ゆとり号」や運転能力診断装置による運転適性検査により、高齢者に身体的機能の状況を認識してもらい、注意を喚起し、交通安全意識の高揚を図ります。 (キ) 高齢者に対する交通安全教室及び交通安全大会に交通安全専門指導員を派遣して、寸劇等を通じた「見せる・聞かせる・考えさせる」交通安全教育を実施するとともに、高齢者が利用する福祉施設を通じた交通ルール遵守の呼びかけを行い、交通安全意識の高揚を図ります。 (ク) 高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識の表示の促進を図ります。 また、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への幅寄せ等を行わないよう運転者教育に努めます。 (ケ) 小学生が祖父母に交通安全を呼びかけるハートフルメール（葉書）を作成することによって交通安全意識の高揚を図ります。 ウ 障がい者に対する交通安全教育 (ア) 障がい者の交通安全意識を高めるため、交通安全指導員等による交通安全教育を推進します。 (イ) 電動車いすの利用者に対しては、歩行者としての正しい通行方法と交通安全意識の高揚を図るための指導に努めます。 エ 外国人に対する交通安全教育 外国人に対し、日本国内の交通ルールや交通マナーに関する知識の普及による交通事故防止を目的とした交通安全教育を推進するとともに、定住外国人に対しては、母国との交通ルールや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めます。 また、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進します。
--	--

章	1 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 防災くらし安心部、警察本部、教育局
項目	(2) 効果的な交通安全教育の推進	
細 目	事 業 の 概 要	
① 交通安全教育を推進するための指導者の育成	ア 指導者研修会の開催	「高等学校交通安全教育指導者研修会」を開催し、交通事故の現状と効果的な交通安全教育の在り方等について研修を行い、本県高等学校における交通安全教育の推進・充実を図ります。
	イ 交通安全専門指導員の研修	「中央交通安全専門指導員研修」に県の交通安全専門指導員を派遣し、指導員を養成します。 さらに、県・市町村交通安全専門指導員研修会を開催し、伝達講習等を通して県全体の交通安全専門指導員の資質向上を図ります。
	ウ 指導用参考文献の有効活用	指導用参考文献を有効活用して、指導者における基本的な交通安全思想を涵養し、安全に行動できる能力や態度の習得を図ります。
	エ 研修会等への参加推進	心肺蘇生法などの実技訓練を含めた研修会等への参加を推進し、教員の指導力の向上を図ります。
② 交通安全教育の推進	ア 交通安全専門指導員の派遣	交通安全教室に県の交通安全専門指導員を派遣します。
	イ 交通安全教育用補助機材等の貸出し	模擬信号機、交通安全教育グレースボールセット及び交通安全DVD等を貸し出します。
	ウ 交通安全知識の周知徹底	「交通安全教育指針」「交通の方法に関する教則」「お母さんの交通安全教本」「交通安全教育指導資料」等を活用し、交通安全に関する知識の周知徹底を図るとともに、交通安全DVD等の教材を整備し、交通安全教育が効果的に推進されるように努めます。

章	1 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】	
項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	防災くらし安心部、警察本部	
細 目	事 業 の 概 要		
① 関係機関・団体等 と連携した交通安全 運動の推進	県交通安全対策協議会は、県交通安全計画の実施主体となって構成員の 連携の強化を図るとともに、交通安全活動を展開します。 ＜運動の重点事項＞ ○ 運転者の基本ルール遵守徹底 ○ 高齢者と子どもの交通事故防止 ○ 自転車等利用時の交通事故防止 ○ 飲酒運転の撲滅		
② 交通安全運動の 推進	実情に即した交通安全運動を実施します。 ア 年間を通じて行う運動 年毎の重点項目を設定し、交通安全「互いに守る 思いやり」県民運 動のもと、県民総ぐるみの運動を展開します。 また、年間を通じて取り組む運動として、次の5つの運動もあわせて 展開します。 ○ 交通マナーアップ県民運動 ○ 交通安全ありがとう運動 ○ 自転車の安全適正利用県民運動 ○ 高齢者の交通事故防止推進県民運動 ○ 飲酒運転撲滅県民運動 イ 期間を定めて行う運動 交 通 安 全 県 民 運 動 実 施 計 画		
運 動 の 種 別		実 施 期 間	期 間
交通安全「互いに守る 思いやり」県民運動		7. 4. 1～ 8. 3. 31	年 間
春 の 交 通 安 全 県 民 運 動		7. 4. 6～ 7. 4. 15	1 0 日間
“ 明 る い や ま が た ” 夏 の 安 全 県 民 運 動		7. 7. 22～ 7. 8. 21	1 か月間
秋 の 交 通 安 全 県 民 運 動		7. 9. 21～ 7. 9. 30	1 0 日間
高 齢 者 の 交 通 事 故 防 止 推 進 強 化 旬 間		7. 11. 1～ 7. 11. 10	1 0 月間
飲酒運転撲滅・冬の交通安全県民運動		7. 12. 11～ 7. 12. 20	1 0 日間

③ 普及啓発活動の 効果的な推進	ウ 日を定めて行う運動 県及び市町村、関係機関・団体等が連携して、４月１０日と９月３０日を「交通事故死ゼロを目指す日」として定め、各種交通安全キャンペーン等を積極的に展開するほか、対象に応じたチラシ、パンフレット等を配布するなどにより、県民一人ひとりが交通安全を自らの問題として捉え、これを実践するように、効果的な広報活動を推進します。 また、県民が交通安全に関心を持ち、交通安全意識を高める日として、毎月原則１日と１５日を「交通安全の日（街頭活動強化の日）」として定め、県及び市町村、関係機関・団体の連携のもとに、運転者や歩行者に安全を呼びかける街頭指導を推進します。 エ 交通安全県民大会の開催 広く県民の英知を結集し、交通事故の防止と交通安全思想の普及及び交通道德の高揚を図るため、第６４回山形県交通安全県民大会を令和７年１０月２２日に山形市において開催します。 オ 地域や市町村における活動及び推進体制の強化 地域社会における交通安全指導の充実を図るため、地域が一体となった基盤づくりを行い、民間交通安全組織の活動との連携を通じ、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣付けるための地域活動が推進されるよう指導します。 (ア) 自治会、子ども会、青年団、女性会、ＰＴＡ等社会教育関係団体に対して、交通安全関係機関・団体と連携を図りながら、地域における実践活動が徹底されるよう指導します。 (イ) 地域組織等を通じて、児童や高齢者の交通事故防止を図るため、街頭における呼びかけや巡回等の活動を推進します。 (ウ) 老人クラブ活動の場や老人ホーム等における交通安全教育・指導の促進を図ります。 ア 街頭キャンペーンの実施 イ 広報媒体の積極的活用 (ア) 県広報誌等による広報 (イ) ラジオ・テレビによる交通安全の呼びかけ (ウ) 交通関係事業所、交通安全活動団体組織等による広報 (エ) 時期的な交通事故の傾向を捉えた広報 (オ) 県、市町村、警察、交通安全協会、安全運転管理者協会、交通安全母の会等の広報紙及び広報車による広報
-----------------------------	---

	(カ) 有線放送、防災無線、道路情報板、掲示板による広報 (キ) 各種運動の時期を捉えたポスター、リーフレット、チラシ等による広報 (ク) 交番・駐在所が発行するミニ広報紙等による広報 (ケ) 新聞紙面の活用による広報 (コ) 啓発用チラシ、立て看板、電光表示板、電光ニュース等による呼びかけ (サ) 高速道路利用者に対する交通安全キャンペーンの実施 ウ 交通関係機関・団体、報道機関への資料、情報等の提供 交通安全に関する資料（交通年鑑、運動の要綱等）、情報等を提供します。
④ 横断歩行者の安全確保	昨年 J A F が実施した「信号機のない横断歩道での歩行者がいる場合の車両の停止率調査」において、本県の停止率は 55.0%と全国平均（53.0%）を上回っていますが、2台に1台しか停止しない状況から、横断歩行者保護規定遵守の意識浸透活動を推進します。 また、横断する時は、歩行者とドライバー双方が「手のひら（ハンド）サイン」を示し、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付けることなど、歩行者が自らの安全を守るための行動とともに、停止した運転者に謝意を伝える「交通安全ありがとう運動」を全年齢層で展開します。
⑤ 夜光反射材の着用促進等	過去5年間の夜間における歩行者事故の死者は35人で、全死者の約3割を占めており、その事故原因は運転者側の発見遅れによるものが多くを占めています。夜間の歩行者事故を防止するためには、運転者が適切にハイビームを使用して前方の安全確認をするほか、歩行者側も夜光反射材を着用し事故に遭わない行動を取ることが重要であることから、関係機関・団体と連携し夜光反射材の着用促進を図るとともに、横断歩行者妨害の取締りを強化します。 なお、各季の交通安全県民運動等においては、「夜ピカピカ大作戦！」と称して、夜光反射材の着用を推進します。
⑥ 全席シートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい着用の徹底	昨年警察庁等が実施した「シートベルト着用状況全国調査」の結果、本県は、一般道路における運転席の着用率が99.9%と全国平均（99.2%）以上ではありますが、後部座席のシートベルト着用率は54.6%と低くなっています。

	全ての座席におけるシートベルト及びチャイルドシートの着用率100%を目標に、各季の交通安全運動等において重点対策として取り組み、あらゆる機会に着用の徹底を広く呼びかけます。 また、シートベルト・チャイルドシート着用効果の啓発を行うとともに、着用義務違反者に対する取締りを強化します。
⑦ 夕暮れ時や悪天候時等におけるヘッドライトの早めの点灯及びハイビーム使用の促進	ア 夕暮れ時の早め点灯の励行 夕暮れ時の交通事故の未然防止と交通マナーの向上を図るため、市町村、関係機関・団体と連携して「早めのヘッドライト点灯」と「こまめな切替えでハイビームの適正かつ積極的な活用」について広報啓発し、また、交通弱者に対するいたわりと思いやり運転励行の呼びかけを実施します。 イ 悪天候時の昼間点灯の励行 地吹雪など悪天候や視界不良時には昼間点灯に積極的に取り組みます。 ウ 交通機関等の積極的な取組 県、市町村、バス・タクシー・トラック事業者等により、早め点灯及び悪天候時点灯を率先して実施します。 エ 広報活動の推進 各種広報媒体を活用して広報活動を推進するとともに、県及び市町村、関係機関・団体が連携して街頭活動を展開します。
⑧ 交通事故に関する情報提供の推進	交通事故の発生場所や事故形態など交通事故の特性に応じた対策を実施していくため、地理情報システム（GIS）で得た事故分析結果をインターネットなどを通じ広く県民に発信していつでも閲覧できるようにし、交通事故情報の「見える化」を図り、県民に対し効果的な交通事故情報の提供に取り組みます。
⑨ エコドライブの促進	やさしい発進や停止を行うエコドライブは、運転における心の余裕につながり、交通事故防止に有効な手段であるため、地球温暖化防止県民運動と連携し、エコドライブの促進・普及を図ります。 また、各種広報媒体を活用して、エコドライブの効果について広報を推進します。
⑩ 安全運転サポート車（サポカー）の普	高齢運転者を含めた全ての自動車運転者による交通事故の発生抑止・被害軽減対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い

及啓発	時加速抑制装置等の運転支援機能を備えた安全運転サポート車（サボカー）の普及啓発を推進します。
⑪ 特定小型原動機付自転車等の新たなモビリティに関する交通安全対策の推進	特定小型原動機付自転車に関する交通ルールについて、関係機関や関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則を活用するなどして、効果的な交通安全教育を実施するとともに、ウェブサイト等による情報の発信等の効果的な広報啓発活動を実施し周知する。 また、県民に対し通行方法の周知（車道通行の原則、運転免許不要、ヘルメット着用の努力義務）など、交通ルールの広報啓発と悪質・危険な違反行為の取締りを推進し、さらに、特定小型原動機付自転車運転講習を適切に運用し、特定小型原動機付自転車運転者の交通ルールに対する遵法意識を醸成する。 加えて、ペダル付き電動バイクについて、令和6年11月1日から施行された改正道路交通法により、原動機を用いずペダルのみを用いて人の力により走行させる行為であっても自動車又は原動機付自転車の「運転」に該当することが明確化されたことから、運転に当たっては運転免許を要することやヘルメットを着装しなければならないこと、歩道通行が禁止されていること等の交通ルールについて、広報啓発する。

章	1 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】
項目	(4) 地域で守る交通弱者の交通安全対策の推進	防災くらし安心部、しあわせ子育て応援部、健康福祉部、警察本部
細 目	事業の概要	
① 高齢者と子どもを事故から守る地域づくりの推進	ア 市町村における高齢者と子どもの交通事故防止対策推進のための組織等の設置促進と安全情報の発信 高齢者と子どもの交通安全対策を地域を挙げて推進するため、各市町村の交通安全推進協議会等を単位に高齢者と子どもの交通事故防止対策推進のための組織等の設置を促進します。 また、市町村内の各地域においては、特に、安全で良好なコミュニティ形成が図られるよう、住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」の作成や、交通安全総点検、交通安全パトロールを実施するなど住民が積極的に参加できるような仕組みづくりを促進します。 その際、地域の交通安全関係機関・団体は、当該地域に根ざした具体的な目標の設定方法や活動方法等について情報やノウハウを提供し、実効のある交通安全対策となるよう支援するなど、住民・関係機関・団体が一体となった交通安全対策を推進します。 イ 地域全体で見守る活動の推進 関係機関・団体が連携して一体となり、子どもや高齢者を交通事故から守るため、街頭における呼びかけや見守り活動を促進します。 ウ 三世代交流型交通安全教育の促進 子ども、親、祖父母の三世代が一緒になって行う交流型の交通安全教育を推進し、家庭や家族、地域住民で高齢者と子どもを守る地域づくりを推進します。	
② 高齢者の自主的な交通安全活動の促進	地域における高齢者の交通安全リーダーを育成するため、高齢者を対象とした参加・体験・実践型の研修を行い、研修で習得した交通事故防止に役立つ情報を広めていただくなど、高齢者の自主的な交通安全活動を促進します。	

章	1 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】 防災くらし安心部、警察本部、教育局
項目	(5) 飲酒運転の撲滅	
細 目	事 業 の 概 要	
① 飲酒運転を撲滅する運動の展開	飲酒運転を撲滅するには、県民一人ひとりが飲酒運転をしない、させない、許さないという意識を強く持つことが重要であることから、飲酒運転撲滅を各季県民運動等の重点項目と位置付け、関係機関・団体と連携しながら「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」の周知徹底を図るための広報啓発活動のほか、街頭指導、職場や世帯訪問での呼びかけ、飲食店等への啓発活動などの取組の強化を図ります。 また、家庭や地域における自主的な取組も、飲酒運転の撲滅には大変効果的であることから、小・中学校及び高等学校における交通安全教育や公民館活動、町内会行事など様々な取組を通しながら、子どもから大人まで家庭や地域が一体となって、飲酒運転をしない、させない、許さないという環境づくりを積極的に推進します。 特に、様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故や検挙の実態を周知するとともに、酒酔い運転、酒気帯び運転に対する欠格期間の上限や罰金等の刑事罰、損害賠償、社会的制裁等について引き続き周知することにより、飲酒運転の撲滅を図ります。 また、酒に酔った状態を疑似体験できる飲酒状態体験ゴーグルを使用した参加・体験型の講習会等を数多く開催し、飲酒が運転に与える影響について理解を深めるための効果的な交通安全教育を推進します。 飲食店、コンビニエンスストア等の酒類販売業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者、駐車場管理者、警備業事業者等に対し、飲酒運転が疑われる者を発見した場合の警察への通報を呼びかけるとともに、飲酒運転撲滅の受け皿としての自動車運転代行業の適正化と利用促進を図ります。 <具体的な取組> 飲酒運転撲滅の啓発（継続的な取組） 意識改革の啓発、各種イベント会場等での広報・啓発、飲食店付近での街頭活動、アルコールチェッカーの活用の拡大、ハンドルキーパー運動の推進、飲酒運転追放宣言事業所の設置、ラジオスポット放送等による啓発、飲食店訪問や世帯訪問による呼びかけなど。	
② 企業等における安全運転管理等の強化	関係機関・団体と連携した広報活動により安全運転管理者の選任義務の周知徹底を図り、未選任事業所の発見と速やかな選任指導を行います。	

	また、法定講習の未受講選任事業所に対しては、警察署へ招致し、事業所における安全運行の徹底と法定講習の受講について指導します。 また、令和4年4月1日から義務化された安全運転管理者による管理下の運転者に対する運転前後のアルコールチェックについて、確実に履行されるよう事業者への周知と指導を徹底します。
--	---

章	1 交通安全思想の普及徹底	【実施機関】
項目	(6) 自転車の安全で適正な利用の促進	防災くらし安心部、警察本部、しあわせ子育て応援部、教育局
細 目	事 業 の 概 要	
① 自転車の安全で適正な利用の促進	ア 自転車利用者に対するルールの周知 (ア) 県や市町村、学校、自転車関係事業者等が連携し、「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用するなどして、集中的かつ効果的な広報啓発活動を実施し、児童・生徒のほか大学生や高齢者等全ての自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図り、自転車警告カード（イエローカード）による安全指導を実施します。 (イ) 自転車の悪質・危険な交通違反者に対する取締りを強化するとともに、令和6年11月1日に改正道路交通法が施行され、自転車の運転中における携帯電話使用等及び自転車の酒気帯び運転等に関する規定が整備されました。 令和8年4月から自転車の交通違反に対して交通反則通告制度が適用されることから、県民に対し周知するとともに、正しい交通ルールについて広報啓発活動を推進します。 さらに、自転車の悪質危険な交通違反者に対する取締りを強化するとともに、自転車運転者講習を適切に運用し、自転車利用者の交通ルールに対する遵法意識を醸成します。 (ウ) 自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、地域交通安全活動推進委員や市町村の交通指導員、地域住民等と共同で、街頭における広報啓発活動を積極的に推進していくほか、自転車安全整備士による安全教育及び街頭点検を実施し、ブレーキ、反射器等自転車の整備や安全な乗り方等を指導します。 (エ) 自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、全ての年齢層で自転車に乗車する際のヘルメットの着用を積極的に促進します。 また、幼児二人同乗用自転車による幼児二人同乗が認められたこ	

	とを踏まえ、同自転車の安全利用に係る広報啓発活動を行います。
	イ 自転車安全教育等の推進 (ア) 自転車の安全で適正な利用には家庭の果たす役割が大きいことから、家庭内で自転車の安全利用に係る呼びかけや話し合い等を行っていただくよう、関係機関・団体と連携し、家庭内での取組の輪を広げます。 (イ) 学校、教育委員会等との連携を強化して、児童・生徒に対する自転車安全教育を強力に推進するとともに、教育効果の高い教材の作成や教育手法の調査研究等により教育内容の充実に努めます。 また、自転車安全教育推進委員会と連携し「自転車の安全な乗り方指導者講習会」を開催して、地域の指導者の充実を図るとともに、学校、町内会、交通安全協会、指定自動車教習所等の協力を受け、児童・生徒のほか、大学生や高齢者、主婦等成人にも対象を拡大して、参加・体験・実践型の自転車安全運転教室等を積極的に開催・実施するほか、小学生を対象とした「交通安全子ども自転車大会」及び高齢者を対象とした「交通安全高齢者自転車大会」を開催し、自転車の通行ルールや自転車の安全確保のため配慮すべき事項等についても周知に努めます。 (ウ) 高校生に関しては、自転車事故の未然防止を図るため、県や県警察、関係機関と連携し、「高等学校自転車安全教室モデル事業」を実施し、生徒の交通安全の意識と行動の変容につながるよう、自転車安全運転教室の開催や各学校での交通安全の取組を推進します。 また、自転車運転のマナー向上のため、山形県高校生マナーアップ運動等を通じて諸対策を推進し、高校生の自転車事故の減少に努めます。また、自転車警告カード（イエローカード）の交付状況を情報共有し、学校と連携して安全教育を実施します。
	ウ 自転車損害賠償責任保険等への加入の促進 自転車利用者が、事故を起こし加害者となった場合、経済的負担を軽減し、被害者へ確実に賠償するため、万が一に備え、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進します。
	エ 自転車の安全性の確保 夕暮れ時から夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の点灯の徹底と反射器材の取付け促進を図り、自転車の被視認性の向上を図ります。 また、自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの）及び普

② 薄暮時の早め点灯等の推進	通自転車の型式認定制度を活用します。 さらに、自転車利用者が、定期的な点検整備の実施や正しい利用方法等の指導を受ける機運を醸成するとともに、自転車損害賠償責任保険等への加入促進の対策として、T Sマーク（保険が付帯された自転車安全整備士による点検、整備を受けた安全な自転車であることを示すマーク）の普及に努めます。 オ 自転車の適正な管理 自転車を放置しないことや自転車を廃棄する場合は適法に廃棄すること、施錠等の防犯措置を講ずること等、自転車の適正な管理に係る普及啓発に努めます。 自転車の前照灯の早め点灯の徹底及び自転車側面への反射器材の取付けを関係機関・団体と連携しながら促進します。 また、夜間における歩行者、自転車利用者、二輪運転者等に対しては、明るい色の衣服及び夜光反射材の着用の推進を図ります。
-----------------------	--

章	2 安全運転の確保	【実施機関】
項目	(1) 運転者教育等の充実	警察本部、防災くらし安心部
細 目	事 業 の 概 要	
① 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	運転者が安全に運転しようとする意識及び態度を育成するとともに、特に、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるために運転者教育の充実を図ります。 ア 指定自動車教習所における教習の充実 教習指導員等の資質向上等のために行う法定の職員講習のほか、立入検査等を通じて指定自動車教習所に対する指導を強化し、指定自動車教習所の教習水準の向上に努めます。 イ 運転免許取得時講習の充実 総合交通安全センターにおける一般試験により免許を取得する際に受講が義務付けられている各種別ごとの講習及び応急救護処置講習（運転免許取得時講習）に関し、講習内容及び技能・技法の充実を図ります。 ウ 運転免許合格者講習の充実 指定自動車教習所を卒業した後、運転免許学科試験に合格した者に対する運転免許合格者講習を、積極的かつ効果的に行います。	

② 運転者に対する 再教育の充実	ア 更新時講習 優良運転者・一般運転者・違反運転者・初回更新者の区分に応じた講習時に、県内の交通情勢の周知や安全運転に関する広報啓発を行い、運転者としての資質の向上を図ります。 イ 高齢者講習 70歳以上の高齢運転者で運転免許証の更新をしようとする者を対象とした高齢者講習等により、加齢に伴う身体的機能の低下を自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法等について指導を行い、交通事故の防止を図ります。 ウ 取消処分者講習 過去に運転免許の取消等の処分を受け再び運転免許試験を受けようとする者を対象とした取消処分者講習（飲酒運転を理由として取消処分を受けた者等に対しては飲酒取消処分者講習）により、運転者としての責任を自覚させるとともに規範意識の醸成を図ります。 エ 停止処分者講習 運転免許の停止処分等を受けた者を対象とした停止処分者講習を行い、悪質・危険な運転特性の改善を図ります。 オ 違反者講習 軽微な違反等の累積6点の者を対象とした違反者講習を行い、運転者としての資質の向上を図ります。 カ 初心運転者講習 交通違反等により一定の基準（合計点数3点以上。ただし、1回の違反で3点になる違反をして3点に達した場合を除く。）に該当した初心運転者（普通免許、準中型免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を取得して1年以内の者）を対象とした講習を行い、運転者としての資質の向上を図ります。 キ 若年運転者講習 受験資格特例教習を受けて大型免許、中型免許及び第二種免許を取得し、21歳（中型免許は20歳）になるまでの間（若年運転者期間）にある者のうち、交通違反等により一定の基準（合計点数3点以上。ただし、1回の違反で3点になる違反をして3点に達した場合を除く。）に達した者を対象とした講習を行い、自動車の運転に必要な適性に関する調査に基づく個別指導等により、運転者としての資質の向上を図ります。 ク 運転免許取得者教育 運転免許所持者で、ペーパードライバーなど運転経験の少ない者を
-----------------------------	---

	対象に指定自動車教習所が行う「運転免許取得者教育」の一層の推進を働きかけ、交通社会人としてのマナー教育の向上や運転免許取得後の安全な運転技能の維持・向上を図ります。
③ 妨害運転等悪質・危険な運転者に対する停止処分者等講習での再教育	妨害運転等（あおり運転等）の悪質・危険な運転特性の矯正を図るため、講習に際し、受講者に対する運転適性検査を実施することにより、受講者ごとの運転特性の診断を行い、各人に必要な個別的指導等を実施します。
④ 二輪車安全運転対策の推進	ア 各種講習の推進 二輪車の事故を防止するため、取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努めます。 イ 指定自動車教習所における二輪教習の充実 教習指導員等の資質向上等のために行う法定の職員講習のほか、立入検査等を通じて指定自動車教習所に対する指導を強化し、指定自動車教習所の教習水準の向上に努めます。 ウ ヘルメットの正しい着用の徹底 二輪乗車時のヘルメット着用による被害軽減効果及び正しい着用方法についての広報啓発活動を推進し、着用の徹底を図ります。
⑤ 高齢運転者対策の充実	ア 高齢者に対する教育の充実 （ア）高齢者講習等を実施する指定自動車教習所に対し、運転技能に着目したきめ細かな講習の実施について指導を行い、より効果的かつ効率的な教育の充実に努めます。 （イ）75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の結果に基づく臨時適性検査等が円滑に実施できるよう、医療機関と連携を強化します。 （ウ）75歳以上で一定の違反歴のある高齢運転者に対する運転技能検査制度が適切に運用されるように努めます。 （エ）講習の実施機関である指定自動車教習所に対し、高齢者が関係する交通死亡事故発生通報の資料提供を行い講習内容の充実を図ります。 （オ）春・秋の交通安全運動期間等に交通安全教室の開催を指定自動車教習所に積極的に働きかけ、高齢運転者の安全運転意識の高揚を図ります。 イ 臨時適性検査等の確実な実施

⑥ 全席シートベルト着用及び正しいチャイルドシート着用の徹底	認知機能検査、安全運転相談等の機会を通じて、認知症のおそれのある運転者等の把握に努め、臨時適性検査等の確実な実施に努めます。 ウ サポカー限定免許制度の適切な運用 申請により、運転することができる車両を安全運転サポート車に限定する限定条件付免許制度が適切に運用されるように努めます。 エ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用 70歳以上の高齢運転者の安全意識を高めるため、各種講習会等あらゆる機会をとらえ高齢者マークの積極的な使用の促進を図るとともに、取り付けた自動車に対する保護意識の高揚を図ります。 オ 高齢運転者教育の推進 山形県交通安全活動推進センターにおける高齢者に対する交通安全教育の充実を図るとともに、高齢者に対する交通安全活動に従事する地域交通安全活動推進委員に対する研修会の充実に努めます。また、警察本部で所管する「交通安全ゆとり号」を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の更なる促進を図ります。 カ 運転免許証自主返納制度の周知・促進 運転免許の自主返納制度と身分証明書として利活用できる運転経歴証明書の周知を図ります。また、運転免許証を自主返納した高齢者に対する様々な特典やサービスが受けられる協賛事業者等を募集・登録し、自主返納した方の生活を支援するとともに、運転免許証の自主返納を促進します。 ア 全ての座席におけるシートベルト着用の徹底 昨年 J A F が実施した「シートベルト着用状況全国調査（令和6年版）」の結果、本県は、一般道路における運転席の着用率が99.9%とほとんどの方が着用していますが、後部座席のシートベルト着用率が54.6%と低い状況となっています。 県、市町村、関係機関・団体等と連携し、交通取締りや各種講習会等のあらゆる機会及び各種広報媒体を通じて広報啓発を図るとともに、広報資料やシートベルトコンビンサーを活用するなどして着用による被害軽減効果を訴えかけ、後部座席を含めた自動車の全乗員についてシートベルトの正しい着用の徹底を図ります。 イ チャイルドシートの正しい使用の徹底 チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園、保育所、認定こども園、病院、販売店等と連携した取付け講習
---------------------------------------	---

⑦ 自動車安全運転センターの業務の充実 ⑧ 悪質危険運転者の早期排除等	会や指導員育成のための研修会等を開催し、幼児の体格に適したチャイルドシートの使用、正しい取付け方等適正な使用方法についての広報啓発及び指導の徹底を図ります。 また、市町村や交通安全協会等が実施している各種支援制度の活用を通じてチャイルドシートを利用しやすい環境づくりを推進します。 運転者に対し、交通違反等により一定の点数に達した場合の通知、運転経歴に係る資料及び交通事故に関する資料の提供並びに交通事故等に関する調査研究を行い、交通事故の防止と運転者等の利便の増進に努めます。 迅速かつ適正な行政処分の実施により、悪質危険運転者の早期排除（運転免許の取消・停止）を図ります。
---	--

章	2 安全運転の確保	【実施機関】
項目	(2) 運転免許業務のサービスの向上	警察本部
細 目	事 業 の 概 要	
	免許窓口における市民応接の向上と各種問合せに対する適切な対応に努めるとともに、スムーズな窓口業務を推進します。 また、総合交通安全センターに配置された医療系専門職員の運用と安全運転相談ダイヤル（＃８０８０）の活用を図り、高齢者や病気等の方やその家族が安心して相談できる安全運転相談窓口の充実に努めます。 さらに、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴う、自動受付機による申請手続、住所ワンストップサービス及びオンライン更新時講習について、スムーズな運転免許業務の運用と合理化等を図ります。	

章	2 安全運転の確保	【実施機関】 東北運輸局
項目	(3) 自動車運送事業者の安全対策の充実	
細 目	事 業 の 概 要	
① 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	「事業用自動車総合安全プラン2025」を令和3年3月に策定し、令和7年までに事業用自動車の事故による24時間死者数を225人以下、重傷者数を2,120人以下、人身事故件数を16,500件以下、飲酒運転を0件とする事故削減目標の設定を行いました。これらの達成に向けた各種重点施策を、関係者一丸となって着実に実施し、引き続き、事業用自動車の安全・安心の確保に万全を図るとともに、次期「事業用自動車総合安全プラン」の策定を行います。 ア 業態毎の事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策 トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施します。 イ 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進します。 ウ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 自動車運送事業者における関係法令等の遵守及び適切な運行管理の徹底を図るため、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施するとともに、悪質違反を犯した事業者や重大事故を引き起こした事業者に対する監査を徹底します。 また、貸切バスについては、軽井沢スキーバス事故を受け、取りまとめた総合的対策に基づき、法令違反の早期是正や違反を繰り返す事業者を退出させるよう行政処分基準を厳格に運用します。 さらに、民間の調査員が一般の利用者として実際に運行する貸切バスに乗車し、休憩時間の確保などの法令順守状況の調査を行う「覆面添乗調査」を実施します。 このほか、自動車運送事業者に対する行政処分基準については、適宜見直しを行います。 エ 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶 事業用自動車の運転者による酒気帯び運転や覚醒剤、危険ドラッグ	

② バスの重大事故を踏まえた安全対策	等薬物使用運転の根絶を図るため、点呼時のアルコール検知器を使用した確認の徹底や、薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、講習会や全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検なども活用し、事業者や運行管理者等に対し指導を行うとともに、「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」の周知を図ります。さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行います。 オ ICT・自動運転等新技術の開発・普及推進 自動車運送事業者における交通事故防止のため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努めます。また、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対し支援を行います。さらに、自動車運送事業者における運行管理者の人手不足、運転者や運行管理者の働き方改革等に対応するため、安全性を確保した上での運行管理の効率化に資するICT技術の開発・普及を促進します。 カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策 事業用自動車事故調査委員会において、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を図り、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行い、客観性があり質の高い再発防止策の提言を行うことにより、事業用自動車の事故の未然防止に向けた取組を促進します。 キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進 運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患及び視野障害について、対策ガイドラインの周知・徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進します。 平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえた再発防止策について、同年6月に取りまとめた85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を着実に実施します。また、令和6年4月から、デジタル式運行記録計の使用、アルコール検知器使用時の画像記録
---------------------------	---

	保存、点呼記録の動画保存の義務付けなど、貸切バスの安全対策が強化されたところです。引き続き、事業者に対する指導や監査により法令遵守を徹底するとともに、必要な安全対策を検討していきます。
③ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進	全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるようにするため、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の普及を更に促進します。
④ 貸切バス事業者安全性評価認定制度の普及促進	公益社団法人日本バス協会において、旅行会社や利用者がより安全性の高い貸切バス事業者を選択することができるようにするとともに、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図るため、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の普及を促進します。 また、本制度においては、令和5年12月に運行管理等の審査基準の厳格化や、認定種別を三ツ星から五ツ星に変更するなど、制度開始以来初の抜本的見直しを行ったところであり、より一層の普及促進を図ります。
⑤ 荷主勧告制度の運用の充実	貨物自動車運送事業者の過積載運行、過労運転、最高速度違反等に関し、荷主からの無理な運行依頼が問題となっているため、平成29年7月から荷主関与の判断基準を明確化するとともに、荷主の関与の蓋然性が高いと考えられる違反行為については、早期に荷主に対し協力要請を行うなどの新たな荷主勧告制度の運用を開始しました。本制度を適切に運用し、貨物自動車運送事業者の違反行為の防止を図ります。 また、貨物自動車運送事業法の一部改正により、荷主対策を強化する規定が新設されるなど、令和元年7月から荷主対策の深度化が図られました。本規定に基づき、荷主対策を一層強力に推進し、荷主の理解・協力のもとで法令を遵守します。
⑥ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策	国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため、関係者間での確実なコンテナ情報の伝達等について記載した「安全輸送ガイドライン」及び「安全輸送マニュアル」について、地方での関係者会議や関係団体等を通じて浸透を図るなど、関係者と連携した安全対策を推進します。

章	2 安全運転の確保	【実施機関】 山形労働局
項目	(4) 交通労働災害の防止等	
細 目	事 業 の 概 要	
① 交通労働災害の防止	例年、交通事故による死亡労働災害が発生していることから、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間及び走行の管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、健康管理及び荷主・元請事業者による配慮の取組を指導します。 このため、山形県安全運転管理者協会と連携して安全運転管理者等に、また、運輸行政と連携して新規運送事業開業者に対し、交通労働災害防止のための教育を実施します。	
② 運転者の労働条件の適正化等	自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令及び令和6年4月から適用された「改善基準告示」（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号））の履行を確保するための監督指導等を実施します。 また、関係行政機関における相互の連絡会議の開催、監督・監査結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じて、合同による監督・監査を実施します。 さらに、令和4年度から引き続き、トラック運転者の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行います。	

章	2 安全運転の確保	【実施機関】
項目	(5) 道路交通に関する情報の充実	東北地方整備局、東北総合通信局、山形地方気象台、警察本部、県土整備部
細 目	事 業 の 概 要	
① 道路交通情報収集・提供の充実	ア 適切な情報提供による交通流の分散誘導 道路交通情報の交通管理における重要性に鑑み、必要な道路交通情報の収集を行い、交通情報提供装置の活用や（公財）日本道路交通情報センター、VICS（道路交通情報通信システム）等を通じて、道路利用者へ適切に交通情報を提供し、適正な交通流の分散誘導に努めます。 イ 交通障害情報等の収集・提供 県警察本部交通管制センターにおいて、交通事故等に伴う交通規制の情報を収集し、VICS等を通じて迅速に道路利用者へ提供します。また、交通規制に伴う幹線道路の通行止め情報については、報道機関等関係先に提供します。 ウ 道路利用者への情報提供 （公財）日本道路交通情報センターから県土整備部に駐在員を派遣し、県が管理する一般国道及び県道の改築、補修等に伴う道路情報の収集、整理と、道路利用者への情報提供を行います。 国が管理する一般国道の異常気象や工事による規制情報は、県警察本部所在の（公財）日本道路交通情報センター山形センターに連絡し、交通障害情報とともに道路利用者への情報提供を行います。 エ 道路情報板等による情報提供 県警察本部、道路管理者、（公財）日本道路交通情報センターにおいては、道路交通の安全と円滑に資するため、交通監視カメラ、車両感知器等の情報収集装置の整備により、道路の危険箇所、道路工事等の道路情報を積極的に収集し、道路情報板、VICS、路側通信システム、テレビ、ラジオ、新聞等により広く一般に提供します。 オ 高度道路交通システム（ITS）の推進 最先端の情報通信技術（ICT）を用いて人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に大きく寄与するものとして「高度道路交通システム」ITSの推進を図ります。 カ 路側通信システム等の普及促進	

② 気象情報等の充 実	カーラジオによるドライバーへの道路交通情報の提供手段としては、ラジオ番組による道路交通情報のほかに、中波(1620kHz, 1629kHz)により、道路交通事情に関して詳細かつ即時性のある情報を提供できる「路側通信システム」が全国で運用されています。 また、GPSを活用した「カーナビゲーションシステム」を活用した道路交通情報の提供等も交通の円滑化・効率化に寄与し、ひいては交通安全にもつながるものです。 このため、今後ともこれらシステムの一層の普及を図ります。 「GPS」(Global Positioning System: 全世界的衛星測位システム) キ 臨時放送局の開設 博覧会、スポーツ大会等のイベントの円滑な運営に資するとともに、入場者等の利便及び会場周辺の交通安全を図るため、臨時の放送局が開設され、放送を使った効果的な情報提供が行われています。 今後とも、各種イベントにおける臨時の放送局の開設を積極的に促進します。 ク コミュニティ放送局の活用 「コミュニティ放送」は、市町村の一部区域を対象に行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報や商店街等の駐車情報をリアルタイムで提供できるため、その活用を図ります。 適時・適切な気象情報等の提供 道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波及び火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の精度向上に努めます。また、県民に対し、気象庁又は山形地方気象台ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じてリアルタイムの気象情報等を分かりやすく提供します。 気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を整備し、適切に維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やICTを活用した観測・監視体制の強化を図るものとします。このほか、広報や講習会等を通じて気象知識等の普及に努めます。 ア 気象特別警報・警報・予報等 気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報、警報、予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知します。
------------------------	--

また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知します。

特に、大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかけます。

イ 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知します。

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組めます。

津波警報等については、地震計による観測等に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行います。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行います。

ウ 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告します。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合は「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知します。

エ 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山

防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表します。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表します。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知します。

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進します。

オ 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等を行うほか、運輸事業者や防災機関の担当者を対象に、特別警報、警報、予報等の伝達等に関する説明会及び気象防災ワークショップを開催します。

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(1) 幹線道路における交通安全対策の推進	東北地方整備局、県土整備部、農林水産部、警察本部、東日本高速道路
細 目	事 業 の 概 要	
① 事故ゼロプラン・事故危険箇所対策事業の推進	交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）・事故危険箇所対策事業」を推進します。 ア 事故危険区間（箇所）の選定 国道・県道における死傷事故の発生状況等を踏まえ、死傷事故率の高い区間や死傷事故件数の多い区間、地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定します。 イ 事故要因に則した効果的対策の推進 地域住民に対し、事故危険区間（箇所）であることの注意喚起を行うとともに、事故データにより、卓越した事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ、事故要因に則した効果の高い対策を実施します。 ウ 対策効果の分析・検討 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用します。	
② 幹線道路における交通事故防止対策	高速道路延伸に伴う幹線道路の交通実態の変化に対応し、交通規制の見直しを図ります。	
③ 適切に機能分担された道路網の整備	安全で円滑な道路交通環境を確保するため、高速道路などの高規格道路や居住地域内道路のネットワークによって適切に交通機能が分担されるよう体系的な道路整備を進めるとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進します。 ア 高規格道路、アクセス道路等の整備 交通量を適切に分担させるため、高規格道路の整備とともに、インターチェンジ及び追加インターチェンジへのアクセス道路の整備を推進します。 イ 現道の改築・拡幅やバイパス及び環状道路の整備	

	生活道路内の通過交通の効果的な排除・分散や都市内歩行空間ネットワークの形成を図るため、一般国道や主要な県道における改築・拡幅（多車線化）やバイパス整備などを推進します。
④ 道路の改築等による交通事故対策の推進	ア 道路改築等に併せた歩道等の整備 道路改築等に併せた歩道の設置等により、自動車、自転車、歩行者が安全に共存できる道路交通環境の整備を進めます。 イ 道路改築等に併せた安全で円滑な交差点整備の推進 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、道路管理者と警察が連携し、安全で円滑な交差点整備を推進します。
⑤ 農道及び林道における交通安全施設等整備事業の推進	ア 農道交通安全施設の整備 農道の新設・改良に当たっては、交通量、歩行者等の利用状況を勘案し、警察及び関係機関と十分に調整を図り、交通安全対策のため、必要に応じて次の安全施設を整備します。 ・ 防護柵（ガードレール、ガードケーブル等） ・ 視線誘導標 ・ 道路標識 ・ 道路反射鏡 ・ 区画線（センターライン、車道外側線等） なお、市町村・土地改良区等農道管理者に対して、農道における危険を防止するため、必要な安全施設の設置を指導します。 イ 林道交通安全施設等の整備 林道における事故の発生を防止するため、次の事業等を実施します。 （ア）融雪や大雨による土砂崩れ、路肩決壊、落石等の恐れのある土砂災害危険箇所の早期点検 （イ）ガードレール、カーブミラー、警戒標識等安全施設の整備
⑥ 高速道路における交通安全施設の整備	高速道路を点検し、破損箇所等の補修整備を図り、通行の安全確保に努めます。

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(2) 生活道路等における「人優先」の安全・安心な通行空間の整備	東北地方整備局、県土整備部、警察本部、教育局
細 目	事 業 の 概 要	
① 生活道路等における交通安全対策の推進	ア 交通安全施設の整備及び交通規制の実施 防護柵や道路標識の設置等の交通安全施設の整備及び交通規制の実施により、歩行者や自転車利用者の安全な通行を目指します。 イ 生活道路における交通安全対策 生活道路においては、最高速度30km/hの区域規制と狭さくなどの物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、自動車の速度の抑制、道路の形状や交差点があることの運転者への明示、歩行者、車の通行区分の明示等を進め、人優先の安全で安心な通行空間を整備します。	
② 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備	ア 歩道及び自転車通行空間の整備 バリアフリー化を基本とした歩道整備を推進します。 また、自転車通行空間の整備を推進し、歩行者と自転車の分離を図ることで歩行者や車いす利用者と自転車との事故を防止し、安全な歩行空間の確保を促進します。 このほか、電線類の地中化等により電柱を排除し良好な歩行空間を確保するとともに、歩行者の特に多い箇所における冬季バリアフリー対策に対応した歩行空間確保のための無散水消雪等の取組を推進します。 イ ひとにやさしい交通安全施設等の整備 高齢者、身体障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方により、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に、国道、県道の歩道及び視覚障がい者誘導用ブロックの整備を推進します。 ウ エレベータ等昇降装置の設置、スロープ化等の推進 高齢者、身体障がい者等の社会参加を促進するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺にスロープやエレベータ等の昇降装置が付いた立体横断施設の整備等を推進します。 エ 交通安全施設の整備及び交通規制の実施 必要に応じて横断歩道、音響付加装置、エスコートゾーンの整備、信号現示の調整等を行い、高齢者、身体障がい者等の安全な通行を目指します。	

③ 通学路等における
交通安全の確保

通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察及び保育所等の対象施設、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

また、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンプ・狭さく等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵・ボラード等の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進します。

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(3) 交通安全施設等の整備	東北地方整備局、県土整備部、警察本部、東日本高速道路
細 目	事 業 の 概 要	
① 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	ア 道路横断時の事故対策の推進 道路横断時の事故を防止するため、必要に応じ、押ボタン式信号機や横断歩道の整備を進めます。 また、重大交通事故を防止するため、現場点検を踏まえた交通規制の見直しなどを行います。 イ 交差点・カーブでの事故対策の推進 交通事故発生危険性がある交差点・カーブ区間に対して適切な交通規制を実施していくとともに、ドットラインや視線誘導標の設置等を推進します。	
② 国道・県道における交通の安全と円滑の確保	ア 交通安全施設の整備 道路改築等に併せた交通安全施設を整備することとし、中央帯、車両停車帯、道路照明、防護柵等の整備を図ります。 イ 道路標識（案内標識）の設置 利用者のニーズに即した分かりやすい案内標識を設置します。特に、主要な幹線道路の交差点付近において交差点名の表示や高速道路などの路線番号等を用いた案内標識の設置を推進します。	
③ 道路施設等の適切な維持管理による通行の安全確保	ア 適切な維持管理 道路施設の損傷による事故の発生を防止し通行の安全を図るため、日常のパトロールや施設の定期的な点検により適切な維持管理を行います。 イ 交通安全総点検 年2回（春、秋）の交通安全県民運動期間内において、道路管理者、警察、地元住民の参加により、道路環境の点検を実施し、歩道の段差解消等バリアフリー化に努め、歩行者、自転車利用者の安全確保を図ります。	
④ IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現	信号機の高度化等により、死傷事故の抑止、対策実施箇所における通過時間の短縮等を図ります。 また、交通管制センターの高度化、交通管制システムの整備・充実を図るとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等を推進します。	

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】 警察本部
項目	(4) 効果的な交通規制の推進	
細 目	事 業 の 概 要	
	交通規制や交通管制の内容については、地域の交通実態等を踏まえ、常に点検・見直しを図るとともに、交通実情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図るほか、公安委員会が行う交通規制情報のデータベース化を推進し、効果的かつ持続可能な交通規制を推進します。	

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(5) 地域住民と一体となった道路交通環境の整備	東北地方整備局、県土整備部、警察本部
細 目	事 業 の 概 要	
	道路利用者が日常感じている意見について「標識BOX」、「信号機BOX」及び「道の相談室」等を利用して、道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映します。 また、警察と道路管理者による「山形県道路交通環境安全推進連絡会議」や同会議に設置されている「アドバイザー会議」を参考に的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図ります。	

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(6) 効果的で重点的な事故対策の推進	東北地方整備局、東北総合通信局、警察本部、東日本高速道路
細 目	事業の概要	
① 事故ゼロプラン・事故危険箇所対策事業の推進 (再掲)	交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）・事故危険箇所対策事業」を推進します。 ア 事故危険区間（箇所）の選定 国道・県道における死傷事故の発生状況等を踏まえ、死傷事故率の高い区間や死傷事故件数の多い区間、地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定します。 イ 事故要因に則した効果的対策の推進 地域住民に対し、事故危険区間（箇所）であることの注意喚起を行うとともに、事故データにより、卓越した事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ、事故要因に則した効果の高い対策を実施します。 ウ 対策効果の分析・検討 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用します。	
② 重大事故の再発防止	ア 重大事故発生時における対策の早期実施 重大事故が発生した際には、現場点検を行い、必要な対策については早期実施を図ります。 また、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポストの整備を推進します。 イ 交通指導取締り等の推進 交通指導取締りは、交通事故分析の結果と交通情勢を踏まえつつ、重大交通事故に直結する悪質性、危険性の高い飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等を重点的に実施します。	

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】 東北地方整備局、警察本部、東日本高速道路
項目	(7) 高速道路における事故防止対策の推進	
細目	事業の概要	
① 事故抑止に向けた総合的施策の集中的実施	事故多発区間等のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、詳細な分析を行い、これに基づき事故防止対策を実施します。 また、道路構造上往復に分離されていない二車線の区間（暫定供用区間）については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、高視認性ポストコーン、ワイヤーロープ、高視認性区画線の設置による簡易分離施設の視認性の向上、凹凸型路面標示の設置等分離対策の強化を図るとともに、逆走による事故防止のための標識や路面表示の整備を図るなど、総合的な事故防止対策を推進します。	
② 適切な交通規制の実施	交通事故や濃霧、降積雪、吹雪等の異常気象により、交通上の危険が生じ又は著しく車両が停滞した場合においては、関係機関と協議の上、通行止めなどの交通規制の措置を行うとともに、迅速な広報に努め交通事故の連続発生を抑止する対策を講じます。	

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】 東北地方整備局、東北総合通信局、警察本部、東日本高速道路
項目	(8) 高度道路交通システム（ITS）の活用	
細 目	事 業 の 概 要	
① 道路交通情報通信システムの整備	安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに、情報提供の充実及び対応車載機の普及を図ります。 また、より高精度な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、5.8GHzDSRC（ETCと同じ通信方式を活用した交通情報収集方式）等のインフラの整備を推進するとともに、インフラからの情報を補完するものとして、VICS車載機を活用した自動車からの情報（プローブ交通情報）の収集等について、産・官・学の連携の下、実現を図ります。	
② 道路運送事業に係る高度情報化の推進	環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、公共交通機関の利用促進及び物流の合理化に資する運行支援システムの整備を促進します。	

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(9) 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備	東北地方整備局、県土整備部、警察本部、東日本高速道路
細 目	事 業 の 概 要	
① 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備	ア 信号機の高度化 既設信号機について、交通状況の変化に的確に対応した信号制御を行うため、集中制御化、多現示化等を推進します。 イ 休憩施設等の利用促進 道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供を目的とした「道の駅」などの休憩施設等の利用促進を図ります。 ウ 視認性の高い道路標識等の整備 道路標識等の適切な維持管理を行うとともに、新設・更新にあたっては、視認性の高い道路標識等の設置に努めます。	
② 道路の使用及び占用の適正化	ア 道路の使用及び占用の適正化 工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の遵守、占用物件等の適正な維持管理について指導します。 イ 不法占用物件の指導等 不法占用物件については、引き続きその実態把握に努め、特に市街地において重点的に排除を実施します。 特に、道路にはみ出して設置されている自動販売機をはじめ、歩道を自転車、商品等の置き場として使用しているもの及び広告、宣伝等を目的とする看板を道路上に設置しているものは、道路の有効幅員をせばめ、見通しを悪くするなど、道路の効用を阻害するとともに、交通事故を誘発するおそれがあり、高齢者、身体障がい者等にとっては特に危険であるので、その排除の徹底を図ることとし、行政指導又は行政代執行等の措置を行い、さらに、道路上から不法占用物件を一掃するためには、沿道住民をはじめ道路利用者の自覚に待つところが大いなので、様々な機会を捉えて、道路愛護思想の普及を図るものとします。 ウ 道路の掘り返しの抑制等 道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整しま	

③ 自転車利用環境 の総合的整備	す。 ア 安全で快適な自転車利用環境の創出 道路の整備に当たっては、第2次山形県自転車活用推進計画（令和4年3月）に基づき、自転車道や自転車通行空間の整備を推進し、歩行者、自転車及び自動車の適切な分離を図り、安全で快適な自転車利用環境を創出します。 イ 自転車等の駐車対策の推進 市町村において、駅前広場又は周辺において自転車駐輪場を整備し放置自転車を解消して歩道空間を確保します。
-----------------------------	--

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(10) 交通需要マネジメントの推進	東北運輸局
細 目	事 業 の 概 要	
① 公共交通機関利用の促進	道路交通の混雑が著しい道路について、バス等の公共交通機関利用への転換による円滑な道路交通の実現を図ります。	
② 貨物自動車利用の効率化	効率的な貨物自動車利用を促進するため、共同配送等による貨物自動車の積載効率向上や、宅配ボックスの設置、置き配が進む取組等の推進、宅配ロッカー等の多様な受取方法や、ゆとりを持った配送日時指定等を消費者がより自発的・積極的に選択し再配達率削減に資する取組等による物流効率化を推進します。	
③ 交通需要の平準化	時差通勤・通学、フレックスタイム制の導入等により、交通量の時間的・空間的平準化を推進します。	

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(11) 総合的な駐車対策の推進	東北地方整備局、県土整備部、警察本部
細 目	事 業 の 概 要	
① 秩序ある駐車 の推進	道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に対応し、より良好な駐車秩序を確立するため、時間、曜日、季節等による交通流（量）の変化等の時間的視点と、道路区間ごとの交通環境や道路構造の特性等場所的視点の両面から、個々の時間及び場所に応じたきめ細かな駐車規制を推進します。	
② 違法駐車対策 の推進	地域の交通実態、県民の要望等を踏まえ、交通の円滑を阻害するほか運転者の視界に死角を作り、歩行者、自転車利用者の通行を危険にさらす危険性・迷惑性の高い駐車違反の取締りを強化します。	
③ 違法駐車締め出し 機運の醸成・高揚	ア 広報啓発活動の推進 違法駐車排除及び保管場所の確保に関し、関係機関・団体、地域住民等と密接な連携を図りながら、悪質性・危険性・迷惑性に関する広報啓発活動を効果的に展開し、違法駐車を排除しようとする機運の醸成を図ります。 イ 自動車保管場所の確保等に関する法律の効果的な運用等 保管場所証明等により、自動車の保管場所の確保を図り、自動車の路上放置を防止します。 また、自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続について、ワンストップサービスの利用促進を推進します。	
④ ハード・ソフト一体 となった駐車対策 の推進	自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、地方公共団体や道路管理者に対する路外駐車場及び共同荷捌きスペースや路上荷捌きスペース整備の働きかけ、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進します。	

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(12) 災害に備えた道路交通環境の整備	東北地方整備局、山形地方 気象台、県土整備部、東日 本高速道路、警察本部
細 目	事 業 の 概 要	
① 災害に備えた道路 の整備	ア 災害に備えた道路の整備 地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図ります。 大規模地震の発生時においても被災地の救援活動や物資輸送に不可欠な緊急輸送道路を確保するため橋梁の耐震補強や無電柱化を推進します。 また、豪雨、豪雪時等の異常気象時においても安全で信頼性の高い道路網を確保するため、法面等の防災対策施設の整備更新や集落の孤立化を解消する道路の整備を推進します。 イ 冬季の安全の確保 交通の安全は、地域に根ざした課題であることに鑑み、沿道の地域住民のニーズや道路の利用実態、交通量の実態等を把握し、その特性に応じた道路交通環境の整備を行います。 また、冬季の安全なモビリティ（多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域の移動状況が社会にも個人にも望ましい移動手段）を確保するため、冬季積雪・凍結路面対策として適時適切な除雪や凍結抑制剤散布を実施します。	
② 災害に強い交通安全施設等の整備	停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進します。	
③ 災害発生時における交通規制等	災害の局面に応じた緊急交通路の確保、緊急通行車両標章交付事務、通行禁止措置、道路啓開における車両移動措置等を的確かつ迅速に行います。 また、被災地への車両の流入抑制を行うとともに、災害対策基本法の規定に基づく通行禁止等の交通規制を迅速かつ的確に実施します。	
④ 災害発生時における情報提供の充実	災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、援助や復旧対策の早期立案や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通に関する情報提供装置等の整備を推進するとともに、ＩＴを活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。	

章	3 道路交通環境の整備	【実施機関】
項目	(13) 交通安全に寄与するソフト対策	東北地方整備局、しあわせ子育て応援部、県土整備部、警察本部、教育局、東日本高速道路
細 目	事 業 の 概 要	
① 道路法に基づく通行の禁止又は制限	ア 車両の通行制限の強化 大型車・重量車等特殊車両の道路法上の規制については、関係機関と緊密な連携をとり、違反車両に対する指導取締りを行います。 また、車両の積載物の落下の予防等の措置権限に基づき、積載の不適當な車両の指導取締りを行います。 イ 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、決壊又は異常気象時等により交通が危険であると認められる場合、及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法に基づき迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。	
② 通学通園及び園外保育時における幼児・児童生徒の安全確保	ア 通学通園及び園外保育路の設定と安全点検 市町村の教育委員会及び幼稚園・保育所・認定こども園の管理者においては、学校等に対し、当該学校等の所在する地域の実情を十分考慮して、幼児、児童、生徒の通学通園及び園外保育路並びに登下校の時間帯を設定するように指導します。 また、道路管理者、警察等と共同し、地域の関係者、その他の関係機関・団体の参加を得て、必要に応じて通学通園及び園外保育路の安全点検を実施するように指導します。 イ 集団登下校の実施 集団登下校については、各学校等において通学路の道路状況、交通事情を具体的に検討した上で、個々の通学路ごとに実施するか否かを決定します。 集団登下校を実施する場合には、道路の状況等に応じ人数等について適切な措置をとり、通学の安全が図られるようにするとともに、幼児、児童、生徒が安全な行動の仕方を身につけることができるように指導します。 また、学校等は、学校の設置者、PTA、地域の関係者、その他の関係機関・団体等と密接に連携し、踏切の安全な行動を含めた適切な計画を立て、登下校時における交通規制、保護、誘導等の万全を期するものとします。	

ウ 通学通園及び園外保育路の安全確保

市町村の教育委員会や小学校等、道路管理者、警察では、安全点検の結果を受けて、必要に応じ、交通安全施設の新設や改修又は交通規制の実施、歩道の整備などの道路環境の改善を図り、また、通学通園及び園外保育路における通行方法の指導や通学通園及び園外保育路の変更又は登下校の時間帯の調整などの交通安全教育を実施するなどして、通学通園及び園外保育路の安全確保を図ります。

犯罪の予防に街頭防犯カメラの設置が有効であることから、県内自治体や各事業者にも設置を働きかけます。

警察では、小学校の登下校時間帯に通学路において、街頭指導、パトロールの警戒活動や横断歩行者妨害違反、通行禁止違反、速度違反の交通取締りを重点に行います。

章	4 車両の安全性の確保	【実施機関】 東北運輸局
項目	(1) 自動車の検査及び点検整備の充実	
細 目	事 業 の 概 要	
① 自動車の検査の 充実	道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と連携し、自動車検査の高度化をはじめとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、令和6年10月に導入された「OBD検査」の適確な運用にあたり、運用状況の確認とともに課題の収集及び対応の検討等を行い、必要に応じて制度の見直し等を実施します。 また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、整備不良車両及び不正改造車両をはじめとした基準不適合車両の排除等を推進します。	
② 型式指定制度の 充実	自動車の型式指定等に当たっては、保安基準への適合性及び生産過程における品質管理体制等の審査等を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所と連携して実施するとともに、自動車製作者等への監査を行い、自動車の安全性の増進等を図ります。 また、複数の自動車メーカー等で判明した型式指定申請に係る不正事案に対する再発防止を行い、更なる安全・安心の確保を図るため、令和6年12月の検討会とりまとめを踏まえ、実効性のある措置を講じていきます。	
③ 自動車点検整備 の充実	ア 点検整備の充実 自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和7年度においては、9月及び10月を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を県下に展開するとともに、車検時に法定点検の実施を確認できなかった車両（二輪車、被けん引車、大型特殊自動車（前面ガラス無）を除く。）については、その旨を検査標章裏面の余白に記載するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進します。 また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進します。 さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究	

	明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図ります。特に大型車の車輪脱落事故については、令和4年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」が策定した「中間とりまとめ」に基づき、車輪脱落事故防止対策を推進します。 イ 不正改造車の排除 道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和7年6月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を県下に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底します。 また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行います。 ウ 自動車整備技術の向上 自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化に伴い、自動車を適切に保守管理するためには、これらの変化に対応し自動車整備事業者の整備技術を高度化する必要があります。 このような状況を踏まえ、令和2年4月に施行された特定整備制度について、自動運行装置を含む電子制御装置の整備に必要な認証の早期取得等を周知し、電子制御装置整備における整備主任者等の講習を推進するとともに、自動車特定整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行います。 ④ リコール制度の充実・強化 自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車製作者等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。 また、リコール制度の適確な運用のため、自動車不具合情報ホットライン等を活用してユーザーからの情報の収集を推進するとともに、ユーザーに対し、リコール関連情報等の提供に努めます。 ⑤ 自動車アセスメント情報の提供等 自動車の安全装置の装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進します。また、通信を利用した衝突回避支援技術や後席乗員の傷害予測が可
--	---

	能な事故自動通報システム等の評価項目への追加に向けて試験・評価方法を検討する。引き続き、衝突安全性能、予防安全性能等の評価等に取り組み、車両全体としての安全性を評価する総合評価方式による公表を行い、ユーザーが真に安全な自動車をより選択しやすいよう情報発信を行います。 さらに、自動車アセスメント事業における情報発信及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ＡＳＶ技術等の自動車の安全に関する先進技術の県民の理解促進を図ります。
--	--

章	4 車両の安全性の確保	【実施機関】 防災くらし安心部、教育局、 警察本部
項目	(2) 自転車の安全性の確保	
細 目	事 業 の 概 要	
	駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの）及び普通自転車の型式認定制度を活用し自転車の安全利用を確保し、自転車事故の防止を図ります。 自転車利用者が、定期的な点検、整備の実施や正しい利用方法等の指導を受ける機運を醸成するとともに、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進し、自転車事故による被害者の救済に資することとします。 灯火の点灯の徹底と反射器材の取付け促進によって自転車の視認性の向上を図り、夕暮れから夜間における交通事故の防止を図ります。	

章	5 道路交通秩序の維持	【実施機関】 警察本部
項目	(1) 交通指導取締りの強化	
細 目	事 業 の 概 要	
① 一般道路における 指導取締りの強化	地域の交通事故発生実態（事故類型・場所・時間帯等）、住民の取締り要望を踏まえた交通指導取締り方針を策定（PLAN）し、同方針にしたがった実行（DO）、効果検証（CHECK）及び検証結果を次期方針に反映（ACTION）するPDCAサイクルに基づき、真に交通事故抑止に資する取締りを推進します。 ア 悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた指導取締り 運転者に横断歩行者保護規定を遵守させるため、登下校時間帯や横断歩行者の事故多発地点において取締りを強化するほか、悪質、危険な飲酒運転・無免許運転や、幹線道路及び通学路における速度違反、携帯電話使用等違反及び交差点関連違反等、交通事故に直結する違反について重点的に取締りを実施するとともに、社会的反響の大きい妨害運転の指導取締りを徹底します。 イ 悪質危険運転者の早期排除 重大事故に直結する飲酒運転や無免許運転については、運転行為者はもとより、同乗者や車両提供者等周辺者に対する捜査を徹底し、併せて迅速かつ適正に行政処分を実施することで、悪質危険運転者の早期排除を図ります。 ウ 歩行者等対策の推進 地域の交通実態を踏まえて、特に歩行者や自転車利用者が被害者となる事故発生路線において、横断歩行者妨害等の取締りを強化するなど、歩行者等保護の観点に立った指導取締りを推進します。 エ 事業者責任の追及 事業活動に伴う速度超過、過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者に対する背後責任の追及を徹底します。 オ 自転車、小型モビリティ利用者に対する指導取締り 自転車や小型モビリティ利用者による違反行為に対しては、交通切符を適用して検挙するほか、検挙に至らない場合でも指導警告を行うなど、厳正な指導取締りを推進します。	
② 高速道路における 指導取締りの強化	交通流や交通実態に応じた悪質、危険な交通違反の指導取締りを実施し、重大交通事故の未然防止及び秩序ある交通流を確保するとともに、交通事故発生時の被害軽減のため、シートベルト全席着用に係る指導取締りを強化します。	

章	5 道路交通秩序の維持	(実施機関)
項目	(2) 適正な交通事故事件捜査及び交通特殊事件捜査の強化	警察本部
細 目	事 業 の 概 要	
	ア 資機材の積極的な活用 ドライブレコーダー、街頭防犯カメラ、イベントデータレコーダー、交通事故自動記録装置等を活用し、適正な交通事故捜査を推進します。 イ 初動捜査の徹底 迅速な現場臨場と緊急配備、綿密な現場鑑識活動を徹底し、ひき逃げ事件や危険運転致死傷罪等に対する適切な初動捜査を推進します。 ウ 広報活動の推進 事件事故発生時における積極的な広報活動を推進し、県民に交通事故抑止に関する理解と協力を呼びかけます。 エ 交通特殊事件捜査の強化 交通事故に絡む保険金詐欺事件や、いわゆる白バス、白トラ、不正車検など、道路交通に関する悪質な法令違反の捜査を強化します。	

章	5 道路交通秩序の維持	【実施機関】
項目	(3) 暴走行為等対策の推進	警察本部
細 目	事 業 の 概 要	
① 指導取締りの強化	空ぶかしなどの騒音運転や不正改造車に対する取締りを推進します。	
② 車両の不正改造の防止	暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、県下において広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行います。	

章	6 救助・救急活動の充実	【実施機関】
項目	(1) 救助・救急体制の整備	防災くらし安心部、健康福祉部、東日本高速道路
細 目	事 業 の 概 要	
① 大規模事故発生時における救助・救急体制の整備	大規模道路交通事故等多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、救護訓練を実施し、広域応援体制やDMAT（災害派遣医療チーム）をはじめとする関係機関と連携した救助・救急体制を整備します。	
② 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	現場に居合わせた人が、心肺蘇生法（胸骨圧迫）や自動体外式除細動器（AED）使用等の応急手当を適切に行うことで、救命率の向上が期待できることから、消防機関や保健所等が行う講習会や、技能の維持・向上のための再受講の促進を含めた普及啓発活動の実施を推進します。	
③ 救急救命士の養成・配置等の促進	救急現場及び搬送途上における応急処置の充実強化を図るため、県内消防機関における高度な救急救命処置ができる救急救命士を計画的に養成するとともに、消防機関と医療機関との連携強化及びメディカルコントロール体制（救急救命士に対する指示・指導・助言、事後検証、継続教育）の充実に取り組みます。	
④ 救急隊員の教育訓練の充実	救急業務の需要は年々増加傾向にあり、その内容も多種多様化していることから、各消防本部がこれらの救急需要に対応できるよう、県消防学校において隊員への継続的な教育訓練を推進します。	
⑤ ヘリコプターによる救助・救急業務の推進等	ヘリコプターは、負傷者の救急搬送及び医師の迅速な現場への早期医療投入に有効であることから、消防防災ヘリコプターとドクターヘリによる、救急業務におけるヘリコプターの活用を推進します。 また、引き続き、高規格救急自動車等の整備を図ります。	
⑥ 高速道路における救急業務実施体制の整備	高速道路の通過市町村間で締結している協定に基づき、高速道路における救急業務の円滑かつ効果的な推進を図ります。また、円滑に救助・救急業務ができるよう警察及び東日本高速道路が連携し、適切に通行規制等を実施して、二次災害の防止を図ります。 大規模な交通事故等による多数傷病者発生時に備え、インターチェンジ等におけるヘリ臨時離着陸場の確保及び関係機関との連絡体制の整備を図ります。	

章	6 救助・救急活動の充実	【実施機関】 防災くらし安心部、健康福祉部
項目	(2) 救急医療体制の充実	
細 目	事業の概要	
① 救急医療機関等の充実	救急患者の症状に応じた医療を提供できるよう、初期救急医療から三次救急医療まで体系的な救急医療体制の充実を図ります。	
② 救急医療従事者の養成等	救急医療担当医師に対する研修を実施するとともに、救急救命士の専門性を養い、資質の向上を図ります。	

章	6 救助・救急活動の充実	【実施機関】 防災くらし安心部、健康福祉部
項目	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	
細 目	事業の概要	
	救急患者を救急医療機関へ迅速に収容し、搬送途上における的確な応急処置を実施するには、救急隊員が医師から迅速な指導・助言を受けられる体制が常時必要となることから、救急医療機関と消防機関との密接な連携・協力関係を構築します。	

章	7 交通事故被害者等支援の推進	【実施機関】 東北運輸局
項目	(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等	
細 目	事 業 の 概 要	
	国による死亡等重要事案に関する支払審査、保険会社等の情報提供措置及び支払基準に基づいた適正な保険金支払の着実な実施について、被害者保護の充実が図られるよう、引き続き保険金支払の適正化を図ります。 このほか、自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（共済）車両の運行の防止を徹底します。	

章	7 交通事故被害者等支援の推進	【実施機関】 防災くらし安心部、警察本部
項目	(2) 損害賠償の請求についての援助等	
細 目	事 業 の 概 要	
① 交通事故相談活動の推進	県が設置する交通事故相談所の業務については、次の措置により、その充実強化を図ります。 ア 相談業務の充実 地域における交通事故相談活動を充実するため、県交通事故相談所の相談業務の充実を図ります。 イ 他機関・団体との連携 交通事故相談所業務を効率的に、円滑かつ適正に運営するため、関係援護機関・団体との連絡協調を促進します。 ウ 研修等への参加 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて相談員の資質の向上を図ります。 エ 交通事故相談活動の周知徹底 交通事故相談所において各種の広報を行うとともに、県及び市町村の広報紙の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故相談者に対し、広く相談の機会を提供します。	
② 損害賠償請求の援助活動の強化	警察において、交通事故被害者に対する救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進します。 また、地方法務局及び人権擁護委員においては、人権相談の一環として交通事故に関する相談を積極的に取り扱うとともに、交通事故紛争処理センター、交通安全活動推進センター、日本司法支援センター及び日弁連交通事故相談センターにおける交通事故の損害賠償請求についての相談及び援助に関する業務の充実を図ります。	

章	7 交通事故被害者等支援の推進	【実施機関】
項目	(3) 交通事故被害者等支援の充実強化	防災くらし安心部、教育局、警察本部、検察庁、東北運輸局
細 目	事 業 の 概 要	
① 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	ア 交通遺児等への援助 (ア) 交通遺児育英会の奨学生募集に積極的に協力します。 (イ) 被害者の救済を図るため自動車事故対策機構が行う交通遺児等貸付、重度後遺障害者介護料の支給等の業務の充実拡大を支援します。 (ウ) 県交通安全母の会連合会が行う交通遺児激励事業の周知を図ります。 イ 養護施設の整備 自動車事故により重度の後遺障がいが残った被害者に対して適切な治療・看護を専門に行うため設置された重度後遺障害者療養施設に関する情報の提供に努めます。 ウ 自動車事故被害者支援については、自賠法による被害者保護増進等計画に基づき、被害者保護の増進及び自動車事故の発生の防止が安定的かつ効果的に行われるよう、引き続き対応を図ります。 重度後遺障害者に対する支援を推進するため、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）において、重度後遺障害者に対する介護料の支給等を行うとともに、介護料の支給を受けている在宅の重度後遺障害者を対象とした介護に関する相談対応や各種情報の提供等による訪問支援の充実等を図ります。 また、国土交通省においては、介護者なき後を見据えた支援施策として、障害者支援施設や居宅介護事業者等の新設・設備導入や介護人材確保等に係る費用の補助を行うとともに、短期入院協力病院等に対する医療器具の整備費用等の補助を引き続き行います。 さらに、NASVAにおいて交通遺児等に対する生活資金貸付け及び公益財団法人交通遺児等育成基金において交通遺児育成のための基金事業等を行い、交通事故被害者支援の充実強化を図ります。 警察署の交通係、交通安全活動推進センター、検察庁の被害者支援員等において、被害者の心情に配慮した相談業務を推進します。 ア 適切な相談業務の推進 警察署の交通係、交通安全活動推進センター、検察庁の被害者支援員等において、被害者の心情に配慮した相談業務を推進します。	

② 交通事故被害者等の心情に配慮した施策の推進	イ 関係機関・団体等との連携 ボランティア、関係機関・団体、社団法人やまがた被害者支援センター等と連携した活動を推進します。 ウ 警察における被害者支援の推進 警察において、被害者等に対して、交通事故の概要、捜査の経過と結果について情報提供するとともに、救済制度、相談窓口、刑事手続きの流れ等が分かる「交通事故被害者の手引き」を配布します。 特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故及び危険運転致死傷罪等に該当する事件については、被害者連絡制度により被疑者の検挙、送致状況、裁判の結果等について連絡をします。 また、加害者の行政処分に係る意見聴取の期日等についても問合せに応じます。 エ 検察庁における被害者対策の推進 検察庁では、被害者等に対し、被害者等通知制度により、事件の処分結果、公判期日、刑事裁判結果等に関する情報を提供するとともに、全国の地方検察庁においては、被害者支援員を配置し、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内、付き添い、各種手続の手助け—をするほか、被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支—援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行い、被害者等の心情に配慮した対策を推進します。 オ 研修会等の開催 被害者支援員において被害者等の心情に配慮した支援がなされるよう、研修会や講演会等を開催します。
③ 公共交通事故による被害者等への支援の推進	ア 平時における取組 (ア) 被害者等への支援体制の整備 公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図ります。 (イ) 事業者における支援計画作成の促進 公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図ります。 イ 事故発生時の取組 (ア) 事故発生直後の対応 被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に

関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。

また、被害者等が事故現場等において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応します。

(イ) 中長期的対応

公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図ります。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して、関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図ります。

章	8 交通事故調査・分析の充実	【実施機関】
項目		東北運輸局、東北地方整備局、警察本部、県土整備部、東日本旅客鉄道、山形鉄道
細 目	事 業 の 概 要	
① 交通事故多発 区間等の共同現 場点検	過去に発生した交通事故発生実態から特定の区間又は地点で集中して発生している道路について、関係機関・団体等と共同して現場点検を実施し、道路交通環境面から見た事故多発原因を分析して効果的な事故防止対策を推進します。	
② 交通死亡事故等 重大事故発生に伴 う緊急現場点検	多数の死傷者事故、社会的影響の大きい事故、公共交通機関の事故については、緊急現場点検を実施し、事故の間接的、直接的原因を多角的に分析して、再発防止対策を推進します。	
③ 交通事故分析の 高度化	交通事故の実態を的確に把握し、効果的な交通安全施策の検討、立案等に資するため、地理情報システム（GIS）を活用した交通事故分析による交通事故情報等の「見える化」を推進し、県民に対し効果的な交通事故情報の提供に取り組みます。	

第3部 鉄道交通の安全に関する施策

章	1 鉄道交通環境の整備	【実施機関】
項目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上	東北運輸局、東日本旅客鉄道、山形鉄道
細目	事業の概要	
	鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進めます。 特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施します。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進します。 また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっています。このため、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道隣接斜面の崩壊による土砂流入対策等を推進します。 さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障害者を始めとする全ての旅客のプラットフォームからの転落・接触等を防止するため、転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでホームドアの整備を加速化するとともに、ホームドアのない駅での視覚障害者の転落を防止するため、新技術等を活用した転落防止策を検討します。	

章	1 鉄道交通環境の整備	【実施機関】
項目	(2) 運転保安設備等の整備	東北運輸局、東日本旅客鉄道
細目	事業の概要	
	曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置（ＡＴＳ）等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの（※）の整備については完了しましたが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図ります。 ※ １時間当たりの最高運行本数が往復１０本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が１００km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について１０年以内に整備するよう義務付けられたもの	

章	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	【実施機関】
項目		東北運輸局、東日本旅客鉄道、山形鉄道
細 目	事 業 の 概 要	
	運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要となります。 このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において、広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させます。 また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について、分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図ります。	

章	3 鉄道の安全な運行の確保	【実施機関】
項目	(1) 保安監査等の実施	東北運輸局
細 目	事 業 の 概 要	
	鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブルの発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行います。保安監査の実施にあたっては、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保します。 保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施します。 このほか、年末年始の輸送等に関する安全総点検により、事業者の安全意識を向上させます。	

章	3 鉄道の安全な運行の確保	【実施機関】 東北運輸局
項目	(2) 運転士の資質の保持	
細 目	事 業 の 概 要	
	運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進します。 また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導します。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄道事業者へ周知します。	

章	3 鉄道の安全な運行の確保	【実施機関】 東北運輸局
項目	(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	
細 目	事 業 の 概 要	
	主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行います。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用します。	

章	3 鉄道の安全な運行の確保	【実施機関】 山形地方気象台
項目	(4) 気象情報等の充実	
細 目	事 業 の 概 要	
	鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波及び火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の精度向上に努めます。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行います。特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供します。 また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図ります。 なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図ります。 気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を整備し、適切に維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やICTを活用した観測・監視体制の強化を図るものとします。このほか、広報や講習会等を通じて気象知識等の普及に努めます。 ア 気象特別警報・警報・予報等 気象による鉄道交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知します。 また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を表す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて鉄道利用者に周知します。 さらに、特に大雪により深刻な鉄道交通障害が見込まれる場合は、	

	国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、鉄道利用者に警戒を呼びかけます。
イ	緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等 地震・津波による鉄道交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知します。
ウ	南海トラフ地震臨時情報等 気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告します。 また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合は「北海道・三陸沖後発地震注意報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知します。
エ	噴火警報等 火山現象による鉄道交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該鉄道の交通規制等の防災対応がとられるよう、噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表します。また、鉄道利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表します。
オ	気象知識等の普及 気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等を行うほか、運輸事業者や防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会及び気象防災ワークショップを開催します。

章	3 鉄道の安全な運行の確保	【実施機関】
項目	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	東北運輸局
細 目	事 業 の 概 要	
	関係機関及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行います。 また、輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導します。 さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には、乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者への適切な情報提供等を行うよう指導します。	

章	3 鉄道の安全な運行の確保	【実施機関】 東北運輸局
項目	(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	
細 目	事 業 の 概 要	
	事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進します。	

章	3 鉄道の安全な運行の確保	【実施機関】 東北運輸局
項目	(7) 計画運休への取組	
細 目	事 業 の 概 要	
	鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導します。 また、対応に関する情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導します。	

章	4 鉄道車両の安全性の確保	【実施機関】 東北運輸局
項目		
細 目	事 業 の 概 要	
	発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直します。	

章	5 救助・救急活動の充実		実施機関】 東北運輸局
項目			
細 目		事 業 の 概 要	
		鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。	

章	6 被害者支援の推進	【実施機関】
項目		東北運輸局
細 目	事 業 の 概 要	
	ア 平時における取組 (ア) 被害者等への支援体制の整備 公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図ります。 (イ) 事業者における支援計画作成の促進 公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図ります。 イ 事故発生時の取組 (ア) 事故発生直後の対応 被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。 また、被害者等が事故現場等において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応します。 (イ) 中長期的対応 公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図ります。 また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して、関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図ります。	

章	7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	【実施機関】
項目		東北運輸局、運輸安全委員会
細目	事業の概要	
	運輸安全委員会は、鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明をさらに迅速かつ適確に行うため、調査を担当する職員への専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、ドローン、3Dスキャン装置等を用いた3次元測量やCTスキャン装置を用いた非破壊検査による科学的かつ客観的な調査を推進し、解析手法の高度化を図り、その成果を原因の究明に反映させます。 事故等調査で得られた結果等に基づき、事故等の防止又は事故が発生した場合の被害の軽減のため、必要に応じて、国土交通大臣又は原因関係者へ勧告し、また国土交通大臣又は関係行政機関の長へ意見を述べることにより、必要な施策又は措置の実施を求め、鉄道交通の安全に寄与します。 過去の事故等調査の結果を有効活用する観点から、関係者のニーズを踏まえ、特定の事故類型の傾向・問題点・防止策の分析結果や、個別の事故等調査の結果を分かりやすい形で紹介する「運輸安全委員会ダイジェスト」等を発行するなどの事故等の防止につながる普及啓発活動を行うとともに、データベースのコンテンツ等を充実させます。 また、自然災害の激甚化や鉄道の自動運転化等の社会状況の変化に対応した調査手法の構築や調査・分析手法の高度化を図るとともに、運輸安全委員会の知見、情報のストックを活用し、運行の安全性向上に貢献します。 さらに、我が国のノウハウを活用し、鉄道事故等の調査を行う海外の人材を育成することなどにより、世界における鉄道交通の安全性向上に貢献します。	

第4部 踏切道における交通の安全に関する施策

章	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進	【実施機関】 東北運輸局、県土整備部、東 日本旅客鉄道、山形鉄道
項目		
細 目	事 業 の 概 要	
	遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図ります。 加えて、立体交差化までに時間を要する「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備、踏切周辺道路の整備、踏切保安設備の整備、踏切横断交通量削減のための車両進入抑制等の踏切周辺対策等の一体対策を促進します。 なお、列車と車両等の衝突による死傷事故を減らすため、狭小な踏切道や歩道が無い踏切道の拡幅、事故が多発する構造等に課題のある踏切道の対策など、事故防止効果の高い構造への改良を促進します。 さらに、特定道路や高齢者・障がい者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備等により安全な歩行空間の確保を促進します。 以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進します。	

章	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	【実施機関】 東北運輸局、東日本旅客鉄道、山形鉄道
項目	(1) 踏切保安設備の整備	
細 目	事 業 の 概 要	
	踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行います。 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、踏切警報機視認性向上及び大型遮断装置等により事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進めます。 高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進します。 なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進します。	

章	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	【実施機関】 東日本旅客鉄道、山形鉄道、 警察本部
項目	(2) 交通規制の実施	
細 目	事 業 の 概 要	
	道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を推進します。	

章	3 踏切道の統廃合の促進	【実施機関】
項目		東北運輸局、県土整備部、自治体、県、東日本旅客鉄道、山形鉄道
細 目	事業の概要	
	踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進します。 ただし、構造の改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとします。	

章	4 その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置	【実施機関】
項目		東北運輸局、自治体、県、東日本旅客鉄道、山形鉄道
細 目	事業の概要	
	緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進します。 また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標の設置等を進めます。 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進します。加えて、第4種踏切道を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の導入を推進します。 また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進します。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ適切に対応していきます。 また、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討します。 平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、	

	踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や物資輸送への支障などの課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき指定した緊急輸送道路上等の踏切道について、道路管理者と鉄道管理者の連携による災害時の踏切優先解放等の措置を確実に実施する取組を進め、災害時の適確な管理を促進します。
--	---